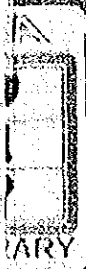


09856221

第4回農業開發協力プロジェクト中間一分一合紙
報告書

昭和50年8月

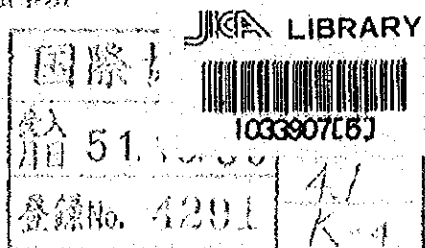
國際協力事業団



國際協力事業団	
受入 月日 '84. 8. 31	100
登録No. 14604	81
	AF

目 次

I	出席者名簿	1
II	日 程 表	3
III	総裁あいまつ要旨	4
IV	昭和49年度農業協力事業実施状況	5
	1. インド・マンディア普及センター	7
	2. インド・アラール普及センター	11
	3. インド・ヴィアラ普及センター	12
	4. インド・コポリ普及センター	14
	5. インド・ダングカラニヤ農業開発	16
	6. ラオス・タゴン農業開発	22
	7. スリランカ・デワファ村落開発	26
	8. ネパール農業開発	28
	9. ネパール・ジャナクプール農業開発	31
	10. インドネシア・タジム農業開発	46
	11. インドネシア・ランボン農業開発	50
	12. インドネシア・農業研究	53
	13. バングラデシュ農業開発	61
	14. タイ養蚕開発	64
	15. 韓国農業研究	67
	16. ヴィエトナム・カントー大学農学部	69
V	問題点及び要領事項	71



I 出席者名簿

(1) プロジェクトリーダー・アドバイザー

氏名	リーダー・アドバイザーの区分	派遣国	プロジェクト名
岡田正憲	リーダー	韓国	農業研究開発
伊計良彦	〃	インドネシア	タジム農業開発
岩田吉人	〃	〃	農業研究協力
野島教馬	〃	〃	ランボン農業開発
柏森茂	〃	ラオス	タゴン農業開発
三木好久	アドバイザー	インド	農業普及センター
宮坂忠次	リーダー	〃	アラール農業普及センター
渡辺喜一	〃	〃	ヴィアラ 〃
柴田勝	〃	〃	コポリ 〃
末次勲	〃	〃	マンディア 〃
太田季治	〃	〃	ダндаカラニヤ 〃
大村清之助	〃	タイ	養蚕開発
高橋善夫	〃	ベトナム	カントー大学農学部
佐藤孝夫	〃	スリランカ	デワフワ村落開発
山口善三郎	アドバイザー	ネパール	農業開発
長谷川義意	リーダー	〃	〃
姉南尚	アドバイザー	バングラデッシュ	〃

(2) 関係機関出席者

熊谷直博 外務省経済協力局技術協力第2課長
 川田則雄 農林省審議官

川村浩一	農林省農林經濟局國際協力課長
法眼晋作	JICA 総裁
久宗高	〃 副総裁
遠藤寛二	〃 理事
吉原平二郎	〃 〃
八坂伝郎	〃 研修事業部長
奥野有志磨	〃 派遣事業部長
渡辺激勝	〃 農業開発協力部長
足利知己	〃 農林業計画調査部長

Ⅱ 日 程 表

月 日	日 程 内 訳
1月20日(午前)	1. 開 会 2. 検 査 (1) 国際協力事業団総裁 (2) 外務省経済協力局技術協力第2課長 (3) 農林省は午後) 3. 各リーダー紹介 4. 議長選出(大村議長選出) 5. 昭和49年度事業実施の現状と問題点 <div style="text-align: right;">リーダー代表</div>
(午後)	6. 農林省川田審議官挨拶 7. 事業団概要説明 足利部長 8. 昭和50年度実施方針説明 渡辺部長
21日(午前)	1. 昭和49年度事業実施の現状と問題点の報告
(午後)	リーダー
22日(午前)	1. プロジェクト運営上の問題点ならびに要望事項の討議
(午後)	
23日(午前)	1. 総裁との懇談会 総 裁 問題点と要望事項具申・質疑 リーダー代表
(午後)	2. 次回開催場所について 3. そ の 他 JOCV 4. 閉 会

冊 総裁あいさつ要旨

事業団の目的により忠実にかつ効果的に達成するため、参集のリーダーの皆様のご要望を十分反映してこれからの事業団の運営に資したい。

昭和50年度の予算については努力をしたが、日本経済の現状を反映して必ずしも期待に十二分に答え得なかったと思う。しかし、予算の余裕は十二分でないとしてもこれをすぐれた技術を用いあらゆる力を結集して有効に使用して協力の効果を上げていきたい。

皆様が滞在されている土地は、気候、文化、生活様式が日本と著しく異なり、疾病に悩まされるなど悪条件が重なり、御苦勞をかけていることは私も十分承知している。このような点についても皆様の仕事がやり易くなるよう努力していきたい。

短期間の東京滞在中期間に英気を養われて現地における活動のエネルギーを蓄積されるよう期待する。

Ⅳ 昭和49年度農業協力事業実施状況

1. インド・マンディア普及センター

プロジェクトリーダー

末次 勲

(1) はしがき プロジェクトの性格

インドの4センターは、同一協定によって、6年前に発足したが、各センターは、現地側の意向によって、あるいは日本側の判断によって、協定書にかかけられる次の3項目即ち、①実用試験とその普及、②教育訓練、③機械利用試験と普及実用化、に対する重点指向に違いを生じ、各センターで異なる性格、特色をもって現在にいたっている。

当センターは、②のTrainingを最も重視しているが、これは、現地の実情から考えて、State農業開発の根本は指導者層の能力の向上にあり、次いで、農民の啓蒙・意欲の高揚にあり、とすることによるものである。さらに、指導者のなかでも、普及事業の計画立案、実施の中堅となるAEO（農業普及官）の再教育を最重点としてかけ、日本側スタッフは之を最も重視し、他の訓練—下級指導者（普及員など）、農民、農業校生徒などに対する短期訓練は、現地側スタッフに委ねる方向で事業が進められた。その結果、当初は全面的に日本側で行ったが、3～4年以降は上記分担の線が強くなり、現在ではAEO（Agricultural Extention Officer：農業普及官）以外の訓練は殆んど現地側で担当するようになった。

AEOの長期研修では、現地側スタッフに適任者が得られず指導能力低く、講義のできるカンターパートは1名だけ、現地側担当の大半が非常勤講師として、州立農科大学、大学院の教授、研究者の協力によって事業が進められていることと、実験・実習も体験の乏しいカンターパートに期待することは無理、止むを得ず日本側専門家が殆んど全面的に指導せねばならないことの二つが今後、日本側要員の引あげ後この事業をそのまま継続しようとする場合の最も大きな問題として懸念されるところである。

当センターにおけるもう一つの特色は、現地政府の要請に基づくアドバイスをつづけていることにある。これは協定以外の事項として、1969年9月

に大使館(書記官)、OTCA New Delhi 所長を通じて、追加要請によるもので、当初は現地側提出の課題に対する試験研究結果に基づくアドバイスを、その後は日本側の現地体験に基づく重要問題に対し、Stateの全域を対象として調査研究をも含めて稲作技術の改善方向に対するアドバイスをつけていることにある。その成果は、Advice Reportとして№1から№11まで印刷、今年中に№12刊行予定。

なお、前記のTraining(長期、短期)に関する事業の経過については、事業発足以来、毎年定期的にとりまとめ、Training Reportとして刊行していることも、当センターの一つの特色とみなしてよからう。№1～№5まで印刷。

(2) 事業の運営と業務管理

1969年1月、当センターの事業発足当初より、事業の主体は先方にあり、日本側はAdviser的性格であることを常に主張しつつ、つとめて現地側の自立的運営管理の強化を促し、そのため、先ず上級職カンターパートの発令(1等官1名、2等官3名)及び3等官その他アシスタント Classの増員をはかり、センター全般の運営管理は、上記1等官をDDA(Duputy Director of Agriculture)に昇格させ、その責任として行われ、更に1971年4月体制の強化をねらいState LevelのJoint Committeeを設置し、重要事項の審議決定機関とし、またState側とのコミュニケーションの公式の場とし、また細部にわたる事項、例えば、試験研究設計の立案などについては、Sub-Committeeを設け、事業の運営が行われている。

Joint Committeeの構成は次のとおりである。

議長：Director of Agriculture Bangalore

委員：Japanese Chief Adviser

Director of Extension University of Agricultural Sciences Bangalore

Joint Director of Agriculture(Training) Banga-

lore

Joint Director of Agriculture Mysore Division

Deputy Director of Agriculture(Crop Botany) Bangalore

Plant Scientist(Paddy) R.R.S(U.A.S) Mandya

Chief Counterpart IJAETC Mandya.

Deputy Director of Agriculture IADD Mandya

事務局長：Chief Counterpart I.J.A.E.T.C.

上記のメンバーは、State 政府、州立農科大学、同農学研究所における農業普及、稲作技術関係の最高ポストをあてており、この委員会は年間2～3回開催されている。

上記体制のもとに、事業全般の運営管理は形式的、対外的には全面的に現地側となり、内部的、実質的には日本側チーフ・アドバイザー及び専門家のアドバイスのもとに事業が進められている。

事業一般（予算、経理、人事など）に関する本庁農務局長（Director）地方局長（J.D.A）対象の事務処理はチーフ・アドバイザー助言のもとに、Chief Counterpart が之にあたり、重要事項で対大臣とか、Development Commissioner に折衝を要する事項のみ日本側チーフ・アドバイザーが直接処理する。

場内運営のための協議会は Staff Meeting の名称で、毎月1回但し主要稲作期（Kharif）には毎週1回（金曜 or 土曜）開催。

協定書にかかげられた事業内容のうち、日本側と現地側との分担について、その概要は前記のとおりであるが、当センターの事業について理解を深めていただくため、とくに重要と思われるのでやや詳しく追記することとする。

当センター事業のうち、最も重視される State 内の各県（District）の農業普及官（Agricultural Extension Officer；大学卒、実務体験を有する現職技術公務員、現在500名）、対象の長期研修（Kharif、6か月余）の実務、その教材的性格の実用試験及び State に対するアドバイスの

ための現地調査研究、並びに上級指導者（DDAクラス各県の農務部長）対象の短期研修、4項目を日本側が重点的にタッチし、その他の訓練、即ち、Progressive Farmers Training Powertiller Owners Training、農業普及員、農業学校生徒など対象の短期訓練については、現地側 Counterpartの主任務としている。

上記のAEO長期研修における講義は、当初は日本側で殆んど之を担当したが、遂次現地側の大学Staffのうち適格者を講師に委嘱し、現地側の担当時間数を増やし、当初（1969）20%にすぎなかったのを6年目（1974）には50%にまでもってこることができた。しかし、実験、実習については、前記の理由により、加えてCounterpartの交替による弱体化が重なり、現情では20%以下と見込まれる。

なお、上記以外の対農民、下級技術者など対象の訓練に対する日本側のタッチの程度は現在では約10%とみなされる。

以上の経過と実・現状に鑑み、1975年12月のプロジェクト終結以後、この事業の継続のためには、対農民・下級技術者対象の訓練については、日本側からの必要な follow-up（例えば農機 Spare Partsの補給）によって現地側だけで実行可能と判断されるが、AEO対象の長期研修については、大学側のより強力なバックアップ、もしくはこの事業の大学への移管が考えられ、当年度（1975）は前者の方向で、State側へ問題を提起することとしている。

2. インド・アラール普及センター

プロジェクトリーダー

宮坂 忠次

プロジェクトの運営方針

昭和50年3月4日をもって、協定の満了、日本人専門家は帰国する。したがって、下記の点を重点に現在業務をすすめている。

- (1) 日本人専門家が管理して来た業務をプロジェクト職員に引継ぐ。そのために、アラールにおいては日本人住宅にイ側の責任ある職員を我々離任とともに入居させる必要あり。
- (2) 総合レポートのとりまとめ。2月10日までに原稿を完成する。
- (3) 州政府関係者、プロジェクト幹部との最後のJoint Committee Meeting を2月17日に州政府内で行ない、次の点を協議決定したい。
 - ① センターの運営は日本人が離任後も継続する。
 - ② 日本からの供与機材はそのまま確保し、他への流失を防ぐ。このために互いに覚え書を交換する。
 - ③ 現在のセンター職員幹部は当分の間そのままとし、転出をさせないこと。
 - ④ 日本人専門家の実施した業務、とくにサブ・センター活動、農業機械のサブ・センターへの貸出しを継続する。
 - ⑤ ムセリ・サブ・センターの農業機械利用プロジェクトの職員を早急に充実する。

3. インド・ヴィアラ普及センター

プロジェクトリーダー

渡辺喜一

(1) センターの機構

1975年1月現在Gujarat州は、中央政府の直轄下であり、各省の大臣は不在である。農業省は次官の下に農業局があり、Centerはその下の普及部に所属している。実際にはAhmedabadのJoint Director of Agriculture (Extension)と直接話し合って業務を進めているが、形式的には、Dep. Director of Agriculture (Extension) Baroda District Agricultural Officer (Surat)に属している。

(2) 業務管理状況

狭義のCenter運営はインド側のAdministrative Officerが責任者となって実施している。しかし作付計画、応用試験項目、普及員に対する研修計画等は実際には日本人専門家が中心になって立案し、実施段階ではAgricultural assistantsが指示により実施している。

展示圃の設定、採用品種、資材の確保等は州のJoint Director of Agriculture (Extension)が中心になって州農試のRice Specialist D.A.O. (Surat)、関係TalukaのT.P.O. 普及員、Assistant BreederとCenter関係者が集まって討議して決定し実施はCenter職員が指導している。

New Activitiesに関しては、Ukoi Schim ProjectのJoint Director (Engineering)が中心になって関係機関のP.D.W. Soil Conservation Officerなどが委員会を招集し、計画、実施等について協議して、予算面でも直接Center予算と関係無く別予算で実施している。しかし、Derasa地区の試験地にはCenterの農機具類を持ち込み、CenterからDerasa迄の自動車の運行、燃料等はCenterの予算、業務等の中から支出している。

自動車、農機具等についてもインド側が管理している。しかし修理等についても日本人専門家の注意指導下になされている。自動車の運行に関しては車輛可動台数が2台ということもあり、日本人専門家の利用を優先的に行なっている。

4. インド・コポリ普及センター

プロジェクトリーダー

柴田 勝

(1) プロジェクト運営方針

- ① 既存導入技術に更に高度の技術を追加し、高収量稲作の技術を展示する。
- ② 日印間、日本人職員相互間の融和をはかり、円滑なる事業運営を期する。
- ③ 日本人専門家帰国後のセンター運営のために、稲作技術指導要領を作成する。

(2) 業務管理状況

① 専門家現在員(6名)

リーダー・土壌肥料	柴田 勝	農機具	長南 叶
かんがい・排水	愛山 光永	農業普及	土器屋 哲夫
農機具	本間 久男	栽培	岸田 博充

② 実施業務

イ 試験、展示栽培業務

品種比較試験、品種対N用量試験、NK施用時期試験、N肥料種類比較試験、N肥料施用時期試験、田植機・人力移植・直播・散播比較試験
—サマ作(12月—4月)

品種比較試験、品種対N用量試験、NK施用時期試験、田植機・人力移植・直播・散播比較試験
—カリフ作(6月—10月)

優良品種展示栽培(原種生産)

Canvery	R-1	Ratna	T(N)-1
1R-22	1R-20	P-60	R-60
1R-8	Jaya	Vijaya	IET-1991

ロ 研修訓練業務

普及員研修：水稻栽培期間中に約4回、各回1週間の訓練実施
農家講習：1回2～3日の短期講習

農機具取扱い講習：適時

其の他：大学生等にも見学、農機具取扱い講習実施

ハ 普及業務、地域開発指導業務

Roha、Karjat、Kalapur、の3地区にサブセンターを開設、下記業務を実施

A. 農機具貸出し、修理

B. 栽培方法の普及指導、展示圃による模範栽培

助手5名、各助手20ヶ所

C. 圃場整備事業推進

5. インド・ダングカラニヤ農業開発

プロジェクトリーダー

太田季治

(i) プロジェクト協力の方針

今期に於けるチーム総合助言方針次の通りである。

① Mixed Farm について（政府直営農場）

本農場今後の運営は印側技術者の自主運営に委ねる。

主要事業は下記の通りとする。

a 種子生産（稲、小麦）

圃場整備、かんがい排水施設の地域的改良普及、拡大に供い、改良高収量品種を主体とする原種生産を実施。

b 種子生産農家の育成指導

本農場訓練修了者中より、種子委託栽培農家を選定し種子生産の指導を行う。

c 集約栽培技術の展示、並びに試作、実験

参観者に対し技術の解説、並びに実験、試作目的を説明し認識を高める（技術的）。

d 訓練の強化、継続（農事教育）

従来の当局推薦方式から地域農民組織の自主的推せん方式に移行せしめ、パイロット・ファーマー及び地域リーダー育成に努める。

② 地域農業開発重点地区について

今期地域基盤整備等構造改善事業の重点を協定基本計画第1項のパカンチャール幹線水路水掛り地域の農業開発に重点をおき、その実施に当り当局と受益農民の協力活動を強化する。

a 事業推進に当っては地域農家に休耕を強要せぬ様、着工、順序、事業量、工期等充分配慮せしめる。

b 地域農家経営の現状に照し、出来るだけ経費の削減を図る。

c 事業終了時に於ける出来型チェックに当り最大限に受益者の要望を入

れるため、農民の立合いを求めしめる。

d 圃場田面レベル、その他かんがい水路等についての最終的仕上げにつき、日印専門家は農民に対し詳細な注意を与える。

③ 地域農業振興について

基盤整備等地域構造改善事業の進捗状況に平行し、高度集約栽培技術（稲、小麦）の導入、営農改善につき指導する。そのため、

a 基盤整備完成圃場区（P.v. №13、14 村落）に対しては前記 Mixed farm に確立された耕種技術を導入し、下記事項に重点をおき指導する。

- 1) 優良増収品種の栽培指導（肥裁管理技術の向上）
- 2) 施肥技術の指導
- 3) 共同防除
- 4) 適期収穫指導

b 未整備、かんがい可能圃場区（村落部）に対しては下記項目に指導重点を置く。

- 1) 圃場均平化
- 2) 簡易かんがい施設の整備、並びに雨季作排水の施設整備
- 3) 適品種の選択並びにその肥培管理方法の指導

c 排かんがい未整備圃場に対しては下記項目を勧奨する。

- 1) 年度降雨量の有効利用を図るため、簡易貯水池の共同設置及び周辺圃場の整地、拡大。
- 2) 井戸かんがいに依る宅地周辺土地の利用高度化、主としてソ菜、副食自給度の拡大。

d 農民組織の育成、強化

経営指導目標を各農家の収益均平化、脱落防止、共同意識の高揚におき、5人1グループ制の確立を目指す。

④ 地域農家経済の確立と農協育成

農家経済の確立には農家相互の連帯を確立し、自助、自立、相互扶助の精神の育成を急務とする。

現在に於けるパラルコート地区販講売組合は、本来の農協組織に比べ、農家経済の向上と生産意欲の高揚に欠けている。

依ってパラルコート地区全域に対し400～500戸を単位とする単位農協(生産組合)を設立せしめ、現在のバ地区販講売組合を各単協(新設)をメンバーとする農協連合会に発展せしめる。そのため、本協定基本計画対象地域内にモデル単協の設立を図る。その為め、

- a 地区当局職員に協力し、組合員Shareの収集、単協活動の敬蒙に協力、個々農家の連帯性強化を図る。
- b 単協をして今後の地域農業構造改善事業に対し、その事業主体たらしめる。その為め供与ブルドーザー使用後耐用期間を活用する。
- c 種子、肥料の計画供給に依り、地域農業生産並びに計画販売組織を確立する。
- d 単協経済余剰は地区内構造改善資金に活用せしめ、農家経済の現状に一段の向上を指導する。

(2) 協力業務進捗状況

協定事業の遂行は「技術の伝達」を促がし、その完成は之を定着せしめている。本協定「基本計画」中の一方に於ける対象地域であるアンデッリー川支配地域、Mixed Farmの構造改善事業は9分9厘完成し、現在全事業施行重点はパカンデョール幹線水路水掛り地域に於ける村落開発に移行している。

- ①(a) 当モデル構造改善事業中、地域基盤整備圃場地区(PV. 13、14)(105エーカー)は予定より早く完成し、同地区1973年(昨年度)IR-8、OR5-11(高収量品種)平均収量1,211Kgに対し、完成後(1974年雨季作)の収量はOR-5-11品種で1,718Kg平均をマークし初年度としては誠に好成績であった。又未整備圃場自然かんがい地区(348エーカー)に対する用排水施設改良は現在遂行中で現在の進度65%である。然し今乾季昭50年4月末には完成の見込みである。此の地域に対する乾季作は昨年の異状干魃のため、パカンデョール貯水池

の用水枯渇のため当チーム普及専門家の計画は実施を拒まれたが、現在今後の雨季対策に万全を期している。以上の通り本協定上の村落地域農業改善事業の大半は消化されている。

(b) Mixed Farm (政府農場)は基礎整備、アンデァリー川堰区貯水、揚水、かんがい、排水施設の改良近代化完成後既に1ヶ年を経過し、後記の如く、当地域の農業開発に強烈な刺戟と増産に貢献している。

② 低位生産性開発は前記Mixed Farmを橋頭堡として着実に進められている。圃場整備完了工程に従い第1年度20エーカー、第2年度50エーカー、第3年度100エーカー、第4年度150エーカーの水稻、小麦の種子生産、並びに技術の展示、実験が継続されて来た。その収量に於いて、過去10ヶ年平均500Kg/エーカーに対し、第1年度平均1,460Kg、第2年度1,680Kg、第3年度1,837Kgの増収成績を収め(水稻)、当パラコート地区農民、当局技術者に対し新しく増収の可能性と増収安定の希望を与えることが出来た。又小麦作に於いても、年間降雨量の貯水、有効利用の実現に依り、地力未熟にも拘らず800Kg/エーカーの収量を挙げ得ておる。

之等Mixed Farmに確立された高収量、集約栽培技術は地域農民に対し異常な程彼等の生産意欲に刺戟を与えて来た。

その為め1973年に於いて僅かに200~300エーカーの試作段階にあったのに反し1974年乾季小麦作は1挙に1,500エーカーに拡大し、而もその収量は政府農場に四適する好成績を収めている。

③ 地域農業振興の橋頭堡を上記Mixed Farm増収技術の展開と農民に対する農事訓練に置いて来たが、村落地域構造改善事業の拡大展開に応じ、基礎整備完成田区に対し、全農場栽培方式の移行、普及を果し、前記の如く前年作(水稻)に対し平均500Kgの増収を挙げしめた。此度普及対象をランダム方式から5人1グループ制に絞り、併せて新しい活動グループの編成に向っている。

④ 地域農家経済は入植後既に10余年を経るため既に可成りの階層格差が

生れつつある。依って現在当開発モデル地区農家個々に当り正確な実態調査を印側自身の手で実施せしめ調査結果の分析、今後の経済確立の方法につき協議、前節、実施指導方針に基づき協力指導中である。

(3) 当協力事業の波及状況

当協力事業は本協定当初計画に比し、相手国財政事情から協定事業対象規模は多少縮小されているが、事業に包含される協力技術の示した周辺への影響は可成り強烈である。

前節小麦作付の急激な増反展開の事例と共に更に下記の如き地域農民の政府助成に頼らず、自主的“皿溜池”の構築及びその周辺開拓圃場の整備活動状況に注目している。

過去4ヶ年に渉るMixed Farm及び村落開発事業の展開は、当パラコート地区全域農民に対し生産基盤改良の方法について大きなインパクトを与えた。特に1974年乾季に入り、彼等農民より“ため池”の構築並びに周辺圃場整備の申込み(ブルトーザー施行)が殺投し、当地現地行政当局より供与ブルトーザーの貸出し、及び技術指導要請がしばしばあった。その為め当方としても、協定ノルマの事業量消化の段階でその要請に答えることにした。我国供与ブルトーザー貸出しについては協定の示す範囲とし、貸出し条件については印側と協議の上一応“日本よりの供与金額を計上せず Domestic Component のみの費用で貸出すことにし、貸出料金はRs 52.06/hourと計上する”ことにした。此の貸出し条件は印側従来の貸出しチャージRs 250/hourに比し極めて低廉であるので、農民自身の力に依る開発事業促進意欲を一層高めることになっている。

地域農民の“ため池”構築目的は雨季稲作後期に於ける水不足補給、乾季に於ける換金作物の導入並びに養魚を目的としてするものである。

1月現在の申込み予托金額は既に30,000-Rs(120万円)に達しており、現在迄の構築実績(8ヶ所)より見ると約60ヶ所が今乾季中に完成され、協定対象地域に稼働中の1台を近々投入する場合約80ヶ所の構築は可能と

なっている。

従って今年6月上旬迄には1ヶ当り“ため池”周辺に8エーカー平均の圃場整備が見込まれるため、当協力対象地区外に少くとも640エーカーの高度集約稲作法の普及展開が期待出来るに至った。

斯る地域農民独自の発想に依り、政府助成に頼ることなく自主開発に向うことは、更に本協定に示す供与機材耐用年限をフルに活用せしめ、之を地域住民の福祉更生に質する意味で、その予托金額の用途についても速かにそれを今後設立される単協に対しその事業活動資金たらしむべく、現在協議検討中である。

6. ラオス・タゴン農業開発

プロジェクトリーダー

柏 森 茂

(1) プロジェクト運営方針

当プロジェクトはパイロット農場設置に関する両国間の協定に基づき設置されたもので、期間は昭和45年4月から昭和50年4月になっている。残すところ3ヶ月になって来たが、協定満了後の措置に関しては何等決定がなされていない。

以下昭和50年1月現在までの実績を記述する。

(2) 建設工事（ポンプ場、堤防、かんがい水路、農道等）

パイロット農場は100haであるが、建設工事は800ha（パイロット農場を含む）を対象として施工され、全工事は昭和48年7月に完了した。

(3) パイロット農場設置について

当初地区の上流調整池近くに設置する予定であったが、土地問題未解決のため少し下流に設置された。

昭和48年に入植、開田共に完了して協定通り100haのパイロット農場は完成している。

(4) 入植、開田実績

本地区の入植者は近傍農村からの農民が大半を占め、47年第1回入植者数は12戸であった。1戸当り2haを割当て、水稻の改良品種（1R24）と在来種（Sampatong）を栽培させている。年次別入植、開田実績は次の通りである。

	計 画	47年度	48年度	49年度	既入植者合計
入 植	400 戸	12 戸	68 戸	176 戸	256 戸
開 田	800 ha	24 ha	136 ha	352 ha	512 ha

(5) 営農成績の検討

昭和47年度から49年度までの4期作の単位収穫量を検討してみると、Ha 当り平均2トン(モミ)にとどまっている。今後検討すべき研究課題であろう。その主たる原因としては次の諸点が挙げられる。農民の生産意欲の欠除、ホ場の不均平による水管理の不徹底、土壌(酸性)改良の未完了等である。これらが改善されれば将来5割以上の増収が見込まれる。

(6) 農民の営農資金返済状況

農民に対して、政府は農場の整地(トラクターによるプラウハロー、ロータリー)を行うと同時に、種子、肥料、農薬等の配給を行う。収穫後各農民から夫々の収穫量の35%を物納させて、その販売代金を以て、営農資金に充当している。

現時点に於ては単位収量が少ないので、返済額は投資額の約70%になっている。

(7) 農民組織

農業協同組合の母体となるべき農民実行組合が結成された。それは又小さく、水路維持管理栽培の共同作業のため7グループに編成されている。将来農業協同組合が結成され、その活動如何がタゴプロジェクトの成否を左右するものと思われるので、今後農民の指導と同時に組合の育成が最も重要な課題となる。

(参考)

任国に於ける日本以外の先進国農業技術協力の概要

(a) 米 国 (過去10年間)

プロジェクト別	援助金額	援助期間	内 容
作物と土壌	\$ 2,100,000	1963~73	主にサラカム農事試験場
かんがい	\$ 5,630,000	1964~73	大規模2プロジェクト 小 # 167 //
農業普及	\$ 1,800,000	--//--	高収性水稲、肥料、農薬 普及
養 魚	\$ 700,000	1966~73	養魚池6ヶ所
畜 産	\$ 840,000	1963~73	家畜の輸入とワクチンの 製造
養 蚕	\$ 127,000	1971~73	高原民族、難民に普及
合 計	\$ 10,197,000		

註) 上記援助金額は専門家の経費、研修費、農業機械等一切の費用が含まれている。

(b) フ ラ ンス

教育関係が多く、農業学校の建設に \$ 400,000 援助している。

(c) 英 国

サラカム農事試験場に植物病理実験室の建設援助及び技術指導を行っている。

(d) オーストラリア

森林学校の建設に \$ 210,000 の援助、並びに畜産プロジェクトを設け専門家2名を派遣している。

(e) カ ナ ダ

森林プロジェクトを建設し、森林資源の開発に協力している。

(f) ニュージーランド

屠殺場の建設及び諸設備を提供すると同時にテクニシヤンの本国研修を行っている。

(g) イスラエル

ハドケオ模範農場の技術協力として、1965年から1972年まで11名の専門家を派遣している。

7. スリランカ・デワフワ村落開発

プロジェクトリーダー

佐藤孝夫

(1) プロジェクトの運営方針

デワフワ村落開発プロジェクトは1975年10月18日をもって5ヶ年間の協定が終るので、あと9ヶ月を残すのみである。

この間1973年9月に福田技術指導調査団が、次いで1974年6月には渡辺調査団が来られ、残る期間になすべき仕事に関し側と協議し覚書を残されたので、プロジェクトはこの覚書に示された事項を中心に、その後ス側から要望のあった若干の事項を加え最後の仕上げに努力しているが、昨年以上の水不足に見舞われ計画の実施が困難になっている。一方ファイナル・レポートの作製にとりかかる予定である。

(2) プロジェクトの現況

プロジェクトの目標の一つであるMaha期の水稲収量をエーカー当り、45ブッシェル～90ブッシェル(2.5tもみ/ha～5tもみ/ha)と倍増する計画は2年目(1971-72)に74ブッシェルと大きく前進し、3年目(1972-73)には後半に早魃に悩まされながらも72ブッシェルの収量を得てス側から評価されたが、プロジェクトの仕上げ期に遡入った1973年Yala期(4月～9月)、1973/74Maha期(10月-3月)、1974年Yala期と連続して異常な早魃に遭遇し、1973/74Maha期の水稲収量は精籾で前年のエーカー当72ブッシェルに対し半以下の30ブッシェルに過ぎなかった。

かかる状況で74/75Maha期を迎えたが我々はこの最後のMahaを成功させることがプロジェクトの評価を高めるチャンスであることを認識、農民組織専門家佐々木専門家の特別派遣を得て金融、組織、農協をカバーして貰い全力を尽している。ただ現在のところ昨年以上に水の状態は悪く、当プロジェクトのあるアスクダブラ県を中心とするDry zoneでは耕作計画が立

っていないところが大部分である。

デワフワプロジェクトも水稲耕作を放棄し1/3の面積でSorghumを栽培するという異状事態になっているが、かかる状況でこそ日本人専門家とス側カンターパートが協力して強力なプロジェクトの指導でタンクの水を有効に使い、3月、4月にDry zoneを中心に来るかも知れないといわれている食糧危機を乗り越えたいと考えている。

8. ネパール農業開発

チーフ・アドバイザー

山口 善三郎

(1) プロジェクトの運営方針

このプロジェクトは去る11月7日、日ネ両国政府間で協定が署名発効し、署名日より5ヶ年の農業開発協力を実施することで発足している。

この事業はジャナカプール全県（約97.7万ha）とナラヤニ県チトワン地域の総合農業開発に協力し、農民の福利増進と生活水準の向上を究極の目的とした農業普及事業である。

重要問題については最終意志決定機関であるJADP (Janakpur Agricultural Development Project) Board (本委員会の議長は農業次官) に advisor として出席し充分発言出来る立場にある。

総括的に言って現在までのところLLDCのネパールとしては物心両面で非常によく日本側に協力しているが、最近の世界的なインフレによる物価高と原資材の入手難でセンター等の建設事業は当初の計画より遅れているが諸般の事情から考えて止むを得ないと思われる。

今後1カ年の当面する問題：

- ① 11月末賃任したBoring Expertによって早速tube wellのBoring作業を開始しているが、任期実質5カ月間で協定に決められた灌漑計画で何本のtube wellが完成出来るか、またこれによる灌漑実施計画を作成し施行せねばならない。
- ② 昨49年5月、日本より年次実施計画打合せチームが来訪し、今後の基本的な実施計画を打合せしたが、その際ネパール政府としては、タライ平原の灌漑事業や農業普及活動と平行して、hill areaの農業開発普及活動の推進を強調し、日本側も2カ年の実地調査期間において実行に移すことを約束しており、本50年度になってからは日本から各種専門家による調査団を迎えてhill areaの開発調査、計画作成を実施せねばならぬ段階に来ている。

- ③ 本協定締結に伴ない近日中タイ3郡(平担部)の農業開発事務所が本プロジェクトに組み入れられ、従って農業普及員を通じて本格的な普及事務が行なわれることになる。

(2) 業務管理状況

① 人的構成

プロジェクトセンターではプロジェクトマネージャー以下6名の専門家がそれぞれ担当部門にて技術協力し、更に4名の技術者にて灌漑及び上水道用の深井戸掘削指導にあっている。ラプテモデル農場は専門家1名の他5名の青年協力隊員が協力している。

これに対しネ側カウンターパートはプロジェクトセンターでプロジェクトマネージャー以下正職員10名、雇用員29名、ハルディナート農場では正職員2名、雇用員33名、ラプテモデル農場では正職員2名、雇用員8名がそれぞれ配置されている。

② プロジェクトセンターの建設状況

プロジェクトセンター用地(15.0ha)に主事務所、職員宿舎、機材倉庫、肥料農薬等の資材倉庫、修理工場、その他建築及び土木工事が行なわれている。現在までに外柵、門衛室2棟、倉庫2棟、下級職員宿舎2棟(10家族分)完成、主事務所1棟、上級職員(専門家含)宿舎13棟(16家族分)は工事中でその出来高は平均80%である。更に上級職員宿舎1棟(2戸分)、下級職員宿舎2棟(10家族分)、大会議室、講義室、展示場等1棟、客用宿舎、修理工場及び倉庫2棟は国営建設公団と請負契約終了現在資機材の搬入中である。

これら建設工事は予定より大巾におくれているが、これは建設資材が煉瓦を除き全て輸入のためと特に本年度は来る2月下旬の国王戴冠式挙行にあたり、その整備に優先的に建設資材の使用政策がとられた事が加わっている。

③ ハルディナート農場と連絡道路

面積42.6haのハルディナート農場は主目的を水稲、小麦その他の種子生産と蔬菜果物においている。また普及事業に必要な基礎資料収集のための各種試験も併せ実施している。その主なものは灌漑用水節約における収量との関係、地力維持対策、水稲の時期別栽培、各種肥料及び堆・緑肥の施用試験等である。

用水源は深130m自噴の深井戸であるが用水量が不足のため幹線水路の煉瓦ライニングを施工中で、その漏水防止を図っている。更に職員の増加その他から上級職員宿舎1棟、下級職員宿舎4棟(28家族分)、研修生寮1棟(8室)、農機具修理場とガレージ1棟、機械工具及び部品庫1棟、穀物倉庫1棟、その他等現在発注準備中である。

マヘンドラナガルハイウェイからハルディナート農場への連絡道路2.7kmは新設分1.5kmが完成し、改修部分1.2kmが現在工事中でその出来高は約35%である。

④ ラプチモデル農場の状況

プロジェクトセンターから約240km離れた総面積7.6haのナラヤニ県ラプチモデル農場は蔬菜の優良種子を生産し近傍農民への配布と当プロジェクト山間部の種子に利用することを主眼として運営している。

その運営上事務所、宿舎等不備のため目下建築中にてその出来高は事務所45%、宿舎等10%である。更に水稲及び畑作に用水不足のため浅井戸の掘削も行った。

9. ネパール・ジャナクプール農業開発

(1) 計画目的

本計画の主たる目的は、農民を増収に導き、且つ彼らの生活条件を改善することにある。この目的達成のために灌漑、技術知識、改良された農業投資、資金貸付及び訓練等の必要なる援助及び便宜が農民に対して提供される。

本計画は、Dolakha 及びRamechhap地区の5つの村(Chuchurey, Hrose, Rasmalu, Betali 及びNamadi)を除いたジャナクプール・ゾーンの全てをカバーする。

(2) 活動計画

本計画の事務所はナクタジに位置しており、この事務所が中央事務所としての機能を果たす。本プロジェクトは次に述べるサブ・プロジェクトを擁している。

A サブ・プロジェクト I (ハルダイナート農場)

ハルダイナート農場は、タライ地区の農業普及及び農民訓練計画に於いて重要な役割りを果たす。この目的にかなうべく、本農場の諸活動は次に述べるようなものとなる。

- (i) 稲、小麦及びその他の穀物に関する改良された農法及び耕作の導入及び実施。
- (ii) 稲、小麦及びその他の穀物の普及のための研究及び試験
- (iii) 普及職員及び指導的農民に対する訓練。
- (iv) 改良種子の増殖及びその分配

B サブ・プロジェクト II (タライ地区に於ける農業普及)

- (i) 420 haの普及地区に於いて、掘抜き井戸による灌漑、水路設備を行うとともに、農業指導活動を行なう。
- (ii) 従来農法の改良を行うとともに、本地区に於いてより効果的と思われる農法を導入する。

(iii) 農民組織の構成

C サブ・プロジェクトⅢ(ラプティ・モデル・ファーム)

ナラヤニ・ゾーンに位置するラプティ・モデル・ファームはジャナクプール・ゾーンの丘陵地帯に於ける農業開発に貢献する。本農場の諸活動は次に述べるとおりである。

- (i) 稲、小麦、穀物の改良された農業技術の紹介及び実施。
- (ii) 普及用各種穀物の改良種子及び苗木の増殖。
- (iii) A D O (Agriculture Development Office) との協力により、農場附近に於ける農業普及活動の実施。

D サブ・プロジェクトⅣ(丘陵地帯に於ける農業普及)

- (i) 食用作物の耕作、園芸、畜産その他、増収収入につながる穀物の改良を目的とした、日本人専門家及びネパール人普及職員より構成された巡回指導チームの派遣。
- (ii) ネパール政府の長期総合開発計画の線に沿った地域農業開発計画の作成。

(3) 今日までの経緯

過去、コロンボ・プランに基づき、日本国政府とネパール政府間に於ける技術協力のもとに、数名の日本人専門家がネパールに派遣された一方、ネパール政府職員が技術研修のために日本へ送られた。この外には、政府間レベルに於いては、何んら組織的な協力活動は存在しなかった。

1966年に至って、ネパール政府は在京ネパール大使を通じ、日本国外務大臣に対して、相互協力の分野に於いて、ネパール農業開発の可能性調査方要望する書簡を転達した。本件は外交ルートを通じて数回の接渉が行なわれた後、1969年3月公式要望がなされた。本公式要望の内容は下記のとおりであった。

(a) 試験農場の設置

丘陵地帯へ3ヶ所、タライ地帯へ3ヶ所試験農場設置に対する協力。

(b) 地域農業開発

マハカリ・ゾーン及びメチ・ゾーンに於ける総合農業開発に対する協力。

(c) 各種専門家の派遣

農機具の改良、稲苗の改良、穀類の保存及び病害防止に関する専門家の協力。

上記の要望に加え、その後、新たにチトワン地区に於ける灌漑開発の協力要望が行なわれた。

要望を受けて、日本国政府は、ネパールに於ける農業開発計画の妥当性について検討を行った後、プロジェクト型式における協力実施の基本方針を固めた。この基本方針に基き、日本国政府は1970年3月から5月にかけて第1次農業調査団を派遣した。この調査団はプロジェクト型式による協力の可能性について、ナラヤン・ゾーン一帯に於いて調査を行った後、その報告書を作成した。

第2次調査団は、1970年10月11日及び12月の間に約6週間実施された。この調査団は第1次調査結果にもとずき、ネパール政府の要望及びその意図に沿って基本的開発計画について検討を行った後、プロジェクト実施場所の選定及びその地区での協力計画の詳細をプロジェクト・ファインディングの観点から調査した。ネパール政府は、この際、ジャナクプール・ゾーン全てに於ける日本の農業開発協力を強く望んでいる旨を表明した。

現在、世界各国がネパールに対して農業開発協力を行っている。従ってネパール政府は、これらの農業開発協力が単一地域に於いて重複しないよう注意深い考慮を払っている。前記のネパール政府の要望は、このような考慮が払われた結果行なわれたものと考えられる。

ジャナクプール・ゾーンは、マハカリ及びメチ地区に比較した場合、広範囲の開発計画を実施するに、好ましい条件を備えている。加えて、ジャナクプール・ゾーンには、FAOの技術協力により、日本工営のコンサルタント・グループも参加して開設されたハルディナートPilotファームがある。このような好ましい条件から見て、本件協力は、ジャナクプール・ゾーンに於

いて実施されることがより効果的であると判断された。なお第2次調査団は、ジャナクプール・ゾーン調査と平行して、サラヤニ・ゾーンに位置し過去8年間に亘って附近の農業開発に貢献してきたラプティ・モデル・ファームに於いて、農場附近で農業普及活動を行うことに同意した。

第2次調査団の詳細なる報告書に続いて、第3次調査団が米訪するとともに、最終報告書をネパール政府に提出した。なおこの際、第3次調査団団長福田博士は、ネ側との間に合意議事録を締結した。

合意議事録締結後、本プロジェクトの事務所は、ジャナクプールダムに仮設置され、ハルディナート農場及びチトワンのラプティ農場は、本プロジェクトのもとに入った。一方、ナクタジのプロジェクト・センター予定地では、事務所、宿舍、車庫その他建築が開始された。又、ハルディナート農場からハイウェイへ続く連絡道路は殆んど完成するとともに、ラプティ・モデル・ファームの事務所、宿舍等の建設も進んでいる。

今日までに3回に渡り、KR援助のもとに機材の供与が行なわれ、近々第4次供与が行なわれる予定であり、昭和49年11月に両国間の協定が成立した。これら供与機材の価格の合計は約1千万ルピー(100万US\$)になる見込みである。

ハルディナート農場

本農場は1969年にハルディナートPilot農場として、ジャナクプール・ゾーン・ダヌーシャ地区に於いて、スンコシ・タライ・プロジェクトのもとに発足した。当時の本農場の主たる目的は下記のとおりであった。

- (a) スンコシ・タライ・プロジェクトに必要な農業事情収集
- (b) 将来の灌漑開発に備えて、東部タライ地区に於ける穀類栽培に要する灌漑水量等に関する技術的データの収集
- (c) 農場内に於ける実験及び種子生産

上記に加え、本農場では、種苗の増殖や各種穀物に関する種々の試験及び実験が行なわれ、これら試験実験の結果は、現在の農場の活動に大きな助けとなっている。

本農場が当プロジェクトに所属し、各種の農業機械が備えられた結果、本農場の活動は、以前と比較してより組織的且改善されたものとなった。このため、本農場は附近の農民にとっても非常に有用で刺激的なものとなっている。1972年以來、約22エーカーの休耕地が本農場に所属するところとなり、耕作が開始され野菜、果物等の試験が行なわれている。ここにおいて顕著な増産が見られるようになり、本農場の職員数も増加された。前記の本農場の活動目的もこれに従って広がってきている。

本農場は、今や、農業技術及び知識を農民へ伝えることにより、ネパールの経済開発を促進することが期待されている。

本農場は、40haの土地を有し、その半分は砂まじりのローム地で残りの半分が粘土質である。ここにある掘抜き井戸は、1日当り2,500 G.M.の水を供給している。又、十分な計画性をもって配置された事務所及び職員住宅を有する外、灌漑排水組織が良く管理されている。しかしながら、農地が比較的に低地であるため、雨期には水浸となる問題がある。

ラプティ・モデル・ファーム

ラプティ農場はヤギヤプリー果樹試験場構内に位置しており、7.6haの土地を有し、1965年以來東京農業大学によって運営されていた。その後、この農場は日本海外青年協力隊員によって運営され、本農場の活動は政府及び近郊農民の信頼を得るところとなり、合意議事録締結後は、本プロジェクトに所属している。

(4) ジャナクプール農業開発委員会

本計画は農業食糧省のもとに運営、維持され(Nepal Gayatte Part 3 Vol 22) であり、Nepal Gayatte Part 3によって指名されている委員会のメンバーは次のとおり。

- | | |
|------------------|------|
| (a) 農業食糧省次官 | 議長 |
| (b) 農業食糧省計画調整副次官 | メンバー |
| (c) 農業局局長 | メンバー |

- (d) 灌漑水理局局長 メンバー
 (e) 農業局地方局長 メンバー
 (f) 大蔵省代表 メンバー
 (g) ジャナクプール農業開発計画マネージャー メンバー

合意議事録にもとずき、本委員会には顧問をおいているところ、その顧問は次のとおり。

- (a) 山口 善三郎 高級顧問
 (b) 長谷川 義 意 プロジェクト・マネージャー
 (c) 佐 田 庸 利 日本国大使館参事官

(5) 日本人専門家及び協力隊員

本プロジェクトに所属する日本人専門家は次のとおり。

職 種	氏 名	任 地	着 任 日
シニア・アドバイザー	山 口 善三郎	カトマンズ	1972年6月17日
プロジェクト・マネージャー	長谷川 義 意	ジャナクプール	#
耕 種	島 田 輝 男	#	1972年 4月
農 業 機 械	徳 留 徳 男	#	1972年6月17日
栽 培	矢 沢 佐太郎	ラ プ テ イ	1972年11月
果 樹 園 芸	坪 井 伸 広	ジャナクプール	1972年 3月
建 築	棚 橋 正 昭	#	1972年 3月
リエゾン・オフィサー	高 山 一 義	カトマンズ	1974年10月
農 業 土 木	広 戸 俊 夫	ジャナクプール	1974年10月
ボ ー リ ン グ	高 橋	#	1974年12月
ボ ー リ ン グ	肥 田	#	#
ボ ー リ ン グ	古 田	#	#
ボ ー リ ン グ	杉 松	#	#

本プロジェクトに所属する青年海外協力隊員は次のとおり。

目高隊員	ラプティモデルファーム	1972年11月
徳田隊員	"	"
太田隊員	"	"
豆成隊員	"	"
副島隊員	"	1973年4月

(6) 気象条件

1973年の平均最高気温は、30.45℃、平均最低気温は18.66℃であった。なお湿度は33%~71%であった。この年の最も暑い月は4月で気温36.86℃、最も寒い月は12月で気温10.64℃であった。湿度については、最高が6月で71%、最低が4月で36%。これから判るように4月が最も暑く且乾燥した月である。この年の降雨は5月から始まり10月に終り、全降雨量は1337.64ミリであった。6月から最多降雨の月であり、11月12月にかけては、全く降雨はなかった。これらの降雨は稲作には大きな助けとなる一方、小麦に対しては好ましくなく収護量に相当の影響を及ぼしている。

一方ラプティ農場に於ける全降雨量は、2,156.3ミリで、このうち7割までが6、7、8の3ヶ月間に降ったものである。又、年間平均最高気温は23.3℃、最低気温は3.3℃であった。これは、インナー・タライの典型的な気象であり、このことは同農場に於ける試験研究の結果が、ジャナクプール・ゾーンのシンドリ地区に於いて適用出来ることを意味している。

(7) 計画進捗状況

ハルディナート農場

本農場における試験及び食料穀物の増殖は満足すべきものであった。各分野に於ける活動は、下記の表により表わされている。野菜及び果樹に関する計画は、わずか1年前に着手されたものであり、短期間であったにもかかわらず極めて満足すべき結果を得てきている。なお野菜及び果樹に関しては、2年間の集中的計画において特別な目標設定は行なわれていなか

った。

本農場は40haの土地を有しており、このうち28.8haが穀類、4haが果樹類、2haが野菜類及び5.2haが建物、排水路、道路及び滑走路に使用された。

種 類	目 標	実 績	達成率
稲	80,000.00	83,067.00	103.84
小 麦	60,000.00	61,500.00	102.50
その他の穀物	1,000.00	1,111.34	111.14
野 菜		13,377.72	

各 種 の 種 子 生 産

	1972/73			1973/74		
	耕地面積	生産高	収 獲	耕地面積	生産高	収 獲
稲	15.75	58.50	3.72	24.20	83.07	3.43
(a) 1 R 8	-	-	-	19.00	70.00	3.60
小麦	22.75	41.91	1.85	25.60	61.50	2.40
(a) RR21	12.73	18.39	1.44	-	-	-
(b) S227	9.28	18.15	1.96	-	-	-
(c) RR21a				10.2	21.13	2.07
(d) RR21b				5.05	14.67	2.91
(e) S331	0.18	0.31	1.71	9.73	23.55	2.42

※ 耕地面積 ヘクタール。 ※ 生産高 トン。

ハンディナート農場の諸活動

① 穀類輪作試験

(a)	稲	稲	緑肥用作物	
(b)	稲	稲	小 麦	
(c)	稲	稲	稲	緑肥用作物
(d)	稲	じゃがいも	小 麦	
(e)	稲	大豆、スズシロ	じゃがいも	
(f)	稲	じゃがいも	スズシロ	
(g)	稲	小 麦	ウォーターメロン	
(h)	稲	とうもろこし		
(i)	稲	タバコ		

② 稲作試験

- (a) 苗床にかんする従来農法及び改良農法との比較試験
- (b) 各種化学肥料の使用効果試験
- (c) 日本種稲の導入試験
- (d) 在来品種試験

③ 稲作研究

- (a) 長期肥土改良の効果
- (b) 灌漑を経済的見地から見た場合の有利さ
- (c) 稲作に必要な灌漑水量

④ 麦に関する研究

- (a) 各種小麦及び植付け時期の研究
- (b) 従来農法及び改良農法の比較
- (c) 有機化学肥料の使用

⑤ 小麦に関する研究

- (a) 長期肥土改良効果
- (b) 麦作に於ける灌漑利用

⑥ その他の作物に関する研究

じゃがいも作付における灌漑利用
 なお、以上の研究結果は後日、分析検討の上、詳細に渡る報告書を作成の
 予定。

ラプティ農場の諸活動 (1973/74)

項 目	単 位	目 標	結 果
種 子 生 産			
(a) 野 菜	Kg	100.00	46.30
(b) 穀 物	#	8000.00	5572.03
野菜耕作デモンストレーション	回	16	16
農 民 の 日 実 施	#	4	4
野 菜 生 産	Kg	1200.00	7213.38

建 設

(A) 道 路

ハルディナート農場及びマヘンドラ・ハイウェイを結ぶ全長1.5 Kmの
 道路を建設した。この道路の1ヶ所に於いて橋を建設した。この橋は、
 道路の両側へ施設した灌漑水路の堰の役目をも果している。もし水量が
 多すぎる場合は、たやすく排水口を通じ排水出来る。このように、この
 道路は多くの目的に利用される。

この道路の全体の広さは10メートルであるが、実質道路巾は6 mで
 ある。その両側の水路が6 mを占めている。土盛り、草植え、砂利敷及
 び橋の建設は完了したが、数回に恒る洪水による損傷のため、地固めは
 まだ行っていない。この道路建設は1972/73年度から開始し、
 1,70,843.17ルピーを今日までに要している。

(B) プロジェクト・センター

プロジェクト・センターはナクタジに設置され、建設計画に基づいて、

事務所、会議室、大会議室、宿舍、ゲストハウス、A、B、C、D及びFタイプの職員宿舍、車庫、工場、発電機用建物、水道用タンク及び棚等が建設される予定である。

現在までにDタイプ職員宿舍(NGスタッフ4家族用)、Eタイプ宿舍(NGスタッフ6家族用)、守衛用宿舍、Aタイプ車庫及びBタイプ車庫が完成し、これらに5,92,642.45ルピーを要した。プロジェクト・マネージャー用タイプ宿舍2棟、専門家用宿舍8棟、Cタイプ宿舍(職員用)及び事務所用建物については、National Construction Companyが請負っているが、建築は遅れている及正門は目下建設中であるが、現在までに11,935,44ルピーを使っている。

プロジェクト・センターの北東及び南東はアウリハナに接しているため、洪水による損害を防ぐ目的をもって、堤防を8,000ルピーを費やし建設した。以上の外の諸建設は今後完施する予定である。

(C) ハルディナート農場

ハルディナート農場に於ける殆んどの灌漑水路は完成しており、これに101,891.50ルピーを要した。

(D) ラブティ農場

1973年12月のボード・ミーティングの決定に従い、事務所、宿舍、Bタイプ宿舍、Gタイプ宿舍が建設されている。工事は、建設資材及び従業員を確保した上、工事監視者を配置するとともに、G T - IIクラスの技術者を送り込んでいたが、遅れを来し、現在も工事を継続中である。

シンドリ農場

シンドリに試験研究のための農場を設置するにあたり、農場敷地を購入すべきか、あるいは借用した方が得かという点が従来問題であったが、数度に渡る調査検討の結果、5年間に恒り借用するに要する経費は購入費用を上廻ることが判明したため、シンドリ農場敷地を購入した。

なお、土地購入に際しては、農業食糧者と数回にわたり交渉を行い、土

地賠償委員会を設けた。

(8) ジャナクプール・ゾーン農業開発計画

(計画の概要)

ネパール政府及び日本国政府の協力のもとに、本プロジェクトは、ジャナクプール・ゾーンの農業開発を目的として発足した。本プロジェクトの主たる目的は農民の収入の増加及び農業改良により農民の生活水準の向上を図ることにある。本プロジェクトは農民に対して技術的知識、改良種子種苗及び農業機械の便宜を与える外に、灌漑、農業投資、農業資金及び農業市場等に関する便宜も併せて図る。

5ヶ年間の本協定期間に於いては、ダメーシャ全地区、マハタリ、サライ、シンドリ、ラムチャップにおいて活動を進めて行く。シンドリには、試験及び種子生産農場を設置し、2年間にわたる農業普及活動を行うとともに、シンドリ、ラムチャップ全地域へと活動を広げる。

(9) ボード・ミーティング(諮問委員会)

ボード・ミーティングは、本プロジェクト活動を円滑ならしめるため、必要に応じて開かれる。それぞれ今日までに開かれたボードミーティングの決定事項の概略、次に述べるとおり。

第1回 1972年11月19日

1972年9月18日付のジャナクプール農業開発計画委員会設置に関する Nepal Gayyette に従って、開かれた本委員会において、全員一致をもって下記の決定を見た。

- (a) ナクタジにプロジェクト・センター、カトマンズに連絡事務所を設置する。
- (b) ボード・ミーティングは通常カトマンズに於いて開催される。しかしながら、少なくとも1度はプロジェクト・センターに於いても開催する。
- (c) もしNCCNが建設工事を請負えない場合は、他の建設業者との契約に

よって行なう。

- (d) 1972/73年度プロジェクト予算
- (e) 本計画活動の開始
- (f) ハルディナート農場及びラプティ模範農場の吸収
- (g) 新ポストの設置

第2回 1973年1月21日

- (a) 各ポジションの指定
- (b) 仮事務所用建物の借上げ
- (c) プロジェクト予算
- (d) プロジェクト・マネージャーの本計画地域内出張について

第3回 1973年3月8日

- (a) 日本人専門家の国外出張旅費について、ネパール政府1級職員と同等額を支給する。
- (b) 日本人青年協力隊員に対する出張旅費日当はネパール政府3級職員と同等額とする。

第4回 1973年3月27日

- (a) Dタイプ、Eタイプ宿舍及びAタイプ及びBタイプガレージ、門番宿舍2棟の建設を信頼出来る業者へ発注する。
- (b) プロジェクト・センター施設の周囲へ柵を作る。
- (c) ハルディナート連絡通路建設

第5回 1973年7月15日

- (a) ネ側農業機械職員8名のポストを新しく向う3年間に渡り設ける。

第6回 1973年9月12日

- (a) Aタイプ宿舍2棟、Bタイプ宿舍8棟、Cタイプ宿舍3棟及び事務所用建物のNCCNへの発注
- (b) KR資金使用開始
- (c) 第2次及び第3次KR援助の明細書準備及び第4次KR援助要求
- (d) ネ側技師補1名及び監視員2名のポストを向う3年間設ける。

(e) ネ側土木技師1名及び電気技術者6名の配置要求

第7回 1973年10月29日

(a) ラプティ農場建設の再入札

第8回 1973年12月11日

(a) Bタイプ、Cタイプ宿舍、事務所及び合同宿舍をラプティ農場へ建設する。

第9回 1974年2月1日

(a) プロジェクト進捗状況報告書の提出

(b) ネ側土木技術補1名の配置要求

(c) 1975/75年度予算案の提出（KR資金より6百万ルピー、政府財源より146万ルピー）

(d) プロジェクトの生産物価格決定権をプロジェクトに与える。

(e) シンドリにおける土地借用ないしは購入の可能性に関する報告

第10回 1974年3月22日

(a) 必要な変更を行った上、本協定の早期締結

(b) 園芸農場を本計画内に組み込む件について、決定を一時延期する。

(c) ラプティ農場勤務協力隊員4名の任期延長

(d) 4名の新規協力隊員の派遣要請

(e) KRファンド使用について必要な措置を構じる。

(f) ネ側農業土木技師補等の等級をGT-IIIよりGT-IIへ上げた上、灌漑局へ一名派遣方要求する。

(g) 日本政府の研修生受け入れ制度の利用

(h) 国家計画委員会へ当プロジェクトに対するセメント供給を要求する。

第11回 1974年6月6日

(a) 日本国派遣調査団と協議決定した活動計画の報告

(b) シンドリに土地を購入する

(c) 土地購入目的のため7,000ルピーを支払う。

(d) 会計官を6ヶ月間配置する。

- (e) ボーリング専門家 4名の派遣要請
- (f) 技師 1名及び監視員 1名をラプティ農場へ配置替えする。
- (g) タイピスト 1名、機械主任 4名及び守衛 4名を配置する。
- (h) プロジェクト・マネージャーに NG 職員の 7日以内の出張につき、その発令権をゆだねる。
- (i) 農業局長のもとに、委員会を設置するとともに、プロジェクト・マネージャーに本プロジェクトの内規を作成せしめる。

10. インドネシア・タシム農業開発

プロジェクト・リーダー

伊 計 良 彦

(1) プロジェクトの運営方針

- ① プロジェクトの運営活動に関しカウンターパートにその主体性を持たせること。

このことについて従来カウンターパートの計画性、主体性に欠けるところがあるので、49年2月プロジェクトの延長に際しプロジェクトの運営活動は計画、実施共カウンターパートが主体性を持って実施し、日本人専門家はこれをアドバイスすることを宣言した。そして毎月1日に定例Meetingを開催する。このMeetingでは前月の活動実績と当月の計画を各カウンターパートに報告させ討議することにした。それぞれ従来よりはよくなったが、カウンターパートの仕事に対する熱意と責任感に関する問題で日本人専門家から見て未だ不満な点がないわけではない。

- ② 将来の普及体制作りについて

パイロットセンターの将来構想についてインドネシア農業省技術局(当プロジェクト担当局)では水管理と土壌調査の現地試験を主目的にしたセンターにしたい意向のようであるが、パイロットセンター設立の趣旨から見るとタシム全域への農業普及をせぬわけにはいくまい。しかし、一方タシム全域の普及と県の農業普及組織が独立してセンターだけでは出来ない県の普及組織の一貫として実施すべきであるが、現在の県の普及組織は弱体である。又、パイロット計画の管農は新しい水利事業に伴う農業開発を計る計画でタシムかんがい事業の水の利用、管理は管農計画と密接な関係があるのでタシムかんがい事務所の協力が必要である。従ってパイロットセンター、県、県普及所、タシムかんがい事務所で構成される普及体制を作る必要がある。日本との技術協力終了までに普及員、タシムかんがい事務所のスタッフ及び水管理人等訓練研修を行う必要があるが、パイロットセンター側ではこれを越権行為と考えているらしく訓練計画に取り入れるこ

とを遠慮している。

Joint Committeeにおいて現地サイドのJoint Committeeを作ること
を決定されているが未だ作る気配もない。このJoint Committeeは普
及体制作りの第一歩の意義を有するので早期に実現するよう薦める。

(2) プロジェクトの実施状況

① タジムパイロットスキームの目的

国営タジムかんがい実施地域に対する水の利用管理及び営農計画に関す
くモデルを作ることが当面の目的である。そしてこれをかんがい事業全域
に普及し、かんがい事業の方針をすべての事業関係農家に及ぼすことを窮
極の目的とする。

② 営農計画の目標

かんがい事業の効果を最大限に且早急に発現させるための水の利用管理
との関連において、稲作技術の改良、土地利用度の向上、地力の維持強に
より営農改善を計るべく次の3点の実現を目標とする。かんがい事業によ
って用水が確保されれば慣行稲作による稲の二期作は自然に行はれるから
稲の二期作導入は営農目標にかゝるまでのことはない。インドネシアで
は水さえあれば稲の二期作は1回作の繰返しにすぎず、稲の二期作として
特別の技術がいるわけではないし、労力関係も問題はない。

(ア) すべての農家が揃って稲の増収を計る。その手段として稲の集団栽培
組織を作り、組織のLeaderを訓練し稲作作業上重要な苗代作り、施肥、
病虫害防除をLeaderの指導により共同或は個別に実施させる。各農家
は集団栽培の実施を通して稲作技術を体得できる。即ち組織による稲作
の実施は稲作技術普及の手段でもある。

(イ) 合理的水管理による稲作技術の改良。中干し、間断かんがい。

(ウ) 水利用の統制により畑作物を導入し、稲 - 稲 - 畑作物の1年3作
の輪作体系の実現。尚、畑作期間に生ワラ等有機物を多投し土壤改良、
地力維持を計ることを意図している。

以上の3つの目標はかんがいの圃場条件では稲の生育段階を揃えなければできない。ここで言う稲の集団栽培は主として上記の目標を達成できる条件をととのえることにねらいがある。従って集団栽培は次の2点を必須条件として指導する。

- a) 品種の統一：生育期間（圃場日数）を同じくするいくつかの品種群にそろえる。改良品種 Pelita の導入奨励。
- b) 田植期の統一：共同苗代の実施。

(3) 農民組織

水管理組織として「DHARMA - TIRTA」と言う組織がタジムかんがい事業地区23ヶ村に村毎に設立された。パイロット計画としての農民組織はこのDHARMA - TIRTA組織の水管理だけでなく稲の集団栽培も（将来はすべての生産部門）実施出来る農民組織に育成する。即ち将来の農協（KUD）下部組織を作ること意図している。そしてこの下部組織を積み上げて活動力のある農協育成を期待する。組織作りは先づ用水系統に基いていくつかのSectionに区分し各Sectionを10ha内外の農民グループ（Kelompok）に分ける水管理、集団栽培はこの組織のLeaderによって推進される。

タジム全域の23ヶ村も組織の作り方はパイロット計画と同様であるが、パイロット地域を含む2ヶ村以外のDHARMA - TIRTAは現在は水管理だけを行う組織にすぎない。

(4) 水 管 理

DHARMA - TIRTA組織によって実施されているが、地区内用水路漏水が甚しく末端地域に水が到達しない。74年乾期には約2haが植付不能となった。DHARMA - TIRTAでは上流側3日、下流側4日の番水制があるが現状の甚しい漏水状況下では番水制はナンセンスである。乾期においては農民は用水に対する不安に基因して共同苗代、改良品種の導入に障害となるのみならず、水管理による稲作技術改良の指導が出来ない。用水路の補強と維持管理を徹

重に行はねはならぬが上下流の調整がむづかしい。Bapa ti (県知事)の指令が必要かもしれない。

(5) 菜園栽培の実績

項目	作期	72/73 雨期	73 乾期	73/74 雨期	74 乾期	74/75 雨期	目 標
1 共同苗代		1Kelompok (9ha)	17Kelompok (166ha)	19Kelompok (177ha)	7Kelompok (41.5ha)		20Kelompok (200ha)
2 改良品種入		82ha(45%)	90ha(50%)	112ha(63%)	77.6ha(40%)		100ha(80%)
3 品の統一		70%(126ha)	75%(135ha)	82%(145ha)	75%(145ha)		90%(100ha)
4 田植期一		1/12~10/1 40日	10/5~30/5 22日	2/12~15/12 14日	28/4~31/5 34日	3/11~20/11 18日	15~20日
5 取量 ha		改 8.3 - 6.3 - 4.3 t 在 5.5 - 4.2 - 3.3 t	6.0 - 4.6 - 3.6 t 5.6 - 4.3 - 3.3 t	8.9 - 6.9 - 5.3 t 7.1 - 5.5 - 3.3 t	6.8 - 5.2 - 4.0 t 4.6 - 3.5 - 2.7 t		8.5 - 6.6 - 5.6 t 6.0 - 4.6 - 3.6 t
6 肥料		BIMAS センタ UREa 6.5t 12.5t TSP 0.5t Suwayinon 26ℓ	BIMAS センタ 7.6t 14t 3.1t 40ℓ 140ℓ	BIMAS センタ 13.9t 25t 3.65t 1.3t 155ℓ 50ℓ	BIMAS センタ 55.5t(2ヶ村全体) 7.1t() 57ℓ()	INMAS 36.1t(2ヶ村全体) 4.25t() 31.6ℓ()	3.6t(27村全体) 5.4t() 400ℓ()

共同苗代：毎期増加したが74年乾期減退したのは用水不足等による。

改良品種：逐次増加したが74年乾期低下したのは用水不足と肥料不足による。

品種統一：大体75%程度は改良品種Pellitaと同一生育期間の品種群に統一

田植期：大体20日位を以って完了しているのを目標に達せられて見えてよい。

肥料：肥料統制以来入手量が少なくなっている。

11. インドネシア・ランポン農業開発

プロジェクト・リーダー

野島 教馬

(1) 協 力 方 針

インドネシア側から次の提案があった。

- ① 対象地域、現在中部ランポン及び南部ランポンの一部であるのを全ランポン州に拡大して貰いたい。
- ② タニマムールプロジェクトを地域開発計画に変更して貰いたい。
- ③ テキネナンセンターを農業開発センターとする。センターでは簡単な試験研究をする。
- ④ 中央で機構改革を行い、生産部門、普及教育訓練部門を合せ、一方において別に研究を統轄する機構を作った。これらの動きと現在のタニマムールとの関係がどうなるか、まだ判然としない。

1975年4月から実際の新機構の活動が始まるといっている。

(2) 組織運営上の問題点

- ① 農業省、その下部組織の中には、日本とちがって農業土木、土壌肥料の2部門が含まれておらず、夫々独立機関として存在しているので、プロジェクト遂行上甚だ不便である。
- ② 予算が日本でいう小項目に至るまで指定され、流用は不可能ではないが企画庁、大蔵省など最高機関の許可を必要とする。従って臨機応変の活動が殆んど不可能。
- ③ 普及事業も多くは中央で決定してこれを下に流す。現地で自由に変更することは容易ではない。
- ④ 組織の運営は上意下達の一方交通で上位の権限が極めて強く、合議制が未発達のため知識の伝播がおそい。
- ⑤ 欠員不補充制度が原則であるので、カウンターパートは初めは臨時雇傭でいつ任官できるかわからない。身分不安定の土薄給であり、日本留学の

後、元の職に復帰する保証はない。カウンターパートを先に日本で訓練しておいてほしい。

(3) タイマムール周辺の問題

- ① Rice estate をランボン州に2ヶ所位、1ヶ所10,000 ha位を充てているが未だコンクリートな案にはなっていない。但し、これは自前でやるのではなく全部外国によって建設して貰うつもりでいるようである。
- ② 中部及び北部州に凡そ100,000 haの水用開発計画があり、一応日本がコミットしている。イ側としてはワイゼバラ計画でこれはワイズプチ(世銀一完了)を含み、圃場の設置及び管農指導を日本側に要請中。
- ③ 開田・開墾は移民政策の一環として繰入れられている。Rarem Abun位の大きさになれば、単なる開田計画ではなくて、村落建設という立場から考えるべきではないか。尚、本年から陸海空軍別に行ってきた移民計画を移民省に統轄することになった。
- ④ ランボン州で約400,000 haのアラン-アラン草地がある。この開発の問題及び植林の問題がある。(1年再植林速度190 haにすぎぬ) 第二世銀の援助で開墾計画、1農家割当て5 ha、中永年作物3 haとする移民計画進行中、詳細は不詳。

(4) 日本の企業農業

- ① 三井・三菱・伊藤忠の三社の他タバコ専売会社がある。
- ② 問題点
 1. 初期投資額が大きく、各社とも既に数億円の投資。又石油ショック以来物価の値上りにより資金繰りが困難に陥っている。
長期低利の融資を強く希望している。
 2. 利潤は極めて低い。
 3. 道路・学校・寺・病院等の建設寄付を要求され、殆んど義務に近い。
 4. 合弁相手の経営能力の低さ、その資質向上の見透しの暗さ。

5. 三井、伊藤忠の主作物はメイスであるが、1昨年以来大敵ペト病が発生し、将来計画に一頓座を来たして目下計画の再検討中。
6. 病虫害その他要請に応じてタニマルーム expertはできるだけ応援している。
7. 尚、懸案のいわゆるメイズ道路の測量がPaciconによって行われており、1975.6頃には一応の目度立つ予定。工事完成はそれから3-4年後であろう。建設費の高騰が問題である。

12. インドネシア農業研究

プロジェクト・リーダー

岩田 吉人

当プロジェクトの専門家が最初にボゴールに赴任したのが、昭和46年(1971)3月であるから、この研究協力が実際にstartしてから、ほぼ3年10か月を経過したことになる。当初は暗中模索の状態であったが、派遣専門家の並々ならぬ努力と相手国の理解協力により、研究協力が順次軌道に乗り発展の道を辿りつつある。以下前回リーダー会議後の実施状況について述べる。

(I) 中央農業研究所(LP 3、GRIA)の研究推進方針

① プロジェクト研究の推進

昭和49年(1974)4月からインドネシアは第2次5ヶ年計画に入ったが、農業部門は依然最重要部門として開発が推進されることになっている。この国家開発計画に即し、農業研究の推進についても、中央農研内で論議されていたが、中央農研としては下記のように Routine research のほかに Project research を設定し、その推進をはかことになった。

GRIA (Director)

Project research (Leader)	Routine research
NRRP⇒1. Rice (DR.Tantera)	1. Agronomy
2. Corn (DR.Rusli)	2. Breeding
(Sorghum,Wheatを含む)	3. Physiology
3. Legume (DR.Snlandi)	4. Pathology
(Tulerを含む)	5. Entomology
4. Multiple Cropping	
(MR.Suharseno)	

すなわち、Routineの研究のほか作物別に Project 研究を設定し、それに各研究分野が協力することとし、各 Project にはそれぞれ leader

をおいている。またイネの研究については NRRP(National Rice Research Program)との調整にはイネ研究 Project leader が当ることになっている。

この Project 研究は昭和 49 年度は現実にはイネに主体がおかれたが、今後は secondary crop についても進められる予定である。当プロジェクトとしては routine work を進める一方、当然 Project 研究にも参加してその推進に寄与しつつある。

なお、1974.8 月付大統領の Decree No.45 により農業省の改組が近く行われる見込で農業研究関係は Agricultural Research and Development Board の下に入ることになっている。これは農業総局、林業総局などと並ぶ 1 つの行政部局である。

② 中央農研支場の建設、整備

中央農研は昭和 48 年 8 月、南 Sulawesi の Maros に Maros 支場を開設したが、その後西ジャワの Sukamandi に世銀の援助により Sukamandi 支場を開設し、その整備に努めている。また西スマトラ州に Padang 支場を設置することになり、すでにその建設がはじめられている。インドネシアとしては将来さらに東部ジャワおよびカリマンタン(いずれも設置場所未定)にも設置する予定である。

(2) プロジェクトの運営状況

① 短期専門家の派遣

昭和 48 年度予算による当プロジェクト短期専門家として富永時任(農技研病理科長)、速見和彦(北海道農試研究室長)の 2 名が昭和 48 年 2 月 20 日より派遣され、中央農研病理科および作物栄養科において研究協力に従事した。短期間ではあったが、協力の効果をあげそれぞれ 5 月 19 日、4 月 29 日に帰国したが、帰国にあたり次の報告書を提出した。

富永時任 : Survey on the occurrence and distribution of food crop diseases, in special reference to

the bacterial diseases.

速水和彦 : Studies on the possibility for the occurrence of sulphur deficiencies.

このほか、アミ室2棟の建設のためシマノ工業KKの3名の技術者が短期専門家としてOTCAより派遣され、また病理科に供与のSanning electron microscopeの据付けにN製産業KKの技術者1名が10日間派遣された。

② アルミ合金アミ室の建設

昭和48年度予算による下記アルミ合金アミ室2棟が完成した。

植物病理関係 $5.4 \times 7.5 = 40.5 \text{ m}^2$ (¥ 203 万)

植物生理関係 $9.1 \times 22.5 = 202.5 \text{ m}^2$ (¥ 620 万)

建設には上述のように、シマノ工業KKの技術者3名が短期専門家として7月5日より45日間派遣され、当研究所の労務員を指導し、建設に当たったが、予定の日程どおり進行し、見事な出来ばえで完成した。8月13日には所長が来訪の武井海外事務所長を含め、関係者一同を昼食会に招待され、その労をねぎらわれた。

③ カウンターパートの国内研修

昭和48年度予算により、カウンターパートのMR. Roechanは植物ウイルス研究所、中国農試において植物ウイルス病につき、またMrs. Sis-miyatiは農技研において植物生理につき、それぞれ6カ月間の研修をうけ、昭和49年1月帰国した。

また、昭和48年度予算でMR. SudiadiおよびMR. Fathurochimが3月20日より6カ月間農技研および中国農試において、それぞれ植物病理および植物生理につき研修をうけた。いずれも受け入れ機関のよき指導の下で研修の効果を挙げたことは幸であった。現在はMas NunungおよびMrs Hartiniが植物病理につき昭和49年9月16日より6カ月間の研修をうけている。(九州農試および農技研)。

なお、植物病理科長DR. Tanteraが国際微生物会議(IAMS)およびト

クモロコシベと病に関する国際シンポジウムに招待をうけ出席するのを機会に JICA の予算により農業研究機関の視察を行うようにしたが、DR. Tantera は日本の農業研究に大きな感銘をうけたようで、今後のプロジェクト推進にも極めて効果的であったと考えられる。

④ 学生などの研究指導

当プロジェクトの目的の1つは研究者の指導育成にあるので、中央農研の若い研究者の指道にはとくに力を注いでいるが、一方中央農研はしばしば大学から学生の卒業論文作成のための研究指導を依頼されている。将来当国の研究者層を広く厚くするためにも、できるだけこれらの要請に協力するよう努力している。

現在までに病理部門で7名、植物生理部門で11名につき研究指導を行ったが、それらは Institute Pertanian BOGOR (ボゴール) Gajamada Univ (ジョクジャカルタ) Institute Technology Bandung (バンドン) Lambung Mangkurat Univ (バンジエルマシ)、Academy of Analytical Chemistry (ボゴール) などの学生であり、また Master degree をとるための実験指導を行っている工芸作物研究所の職員も含まれている。

⑤ 研究実施項目と成果

昭和48年3～5月に交代赴任した第2次団員も当地の生活および研究環境にも慣れ、研究協力も軌道に乗ってきているが、現在実施中の研究項目は次のとおりである。

A Plant pathological and virological studies

a Survey on the occurrence and distribution of food crop diseases in Indonesia

b Studies on the diseases of rice

(a) Sheath blight of rice

1) varietal resistance

2) Chemical control

- (b) Rice blast
 - 1) Chemical control
- (c) Bacterial leaf blight of rice
 - 1) Pathotype of *Xanthomonas oryzae* in Indonesia
 - 2) Varietal resistance
 - 3) Interaction between BLB and BLS Pathogene
 - 4) Bacteriophage
 - 5) Chemical control
- (d) Bacterial leaf streak of rice
 - 1) Varistal resistance
 - 2) Variation in virulence of *X translucens* f.sp. *oryzicola*
 - 3) Chemical control
- (e) Virus/mycoplasma diseases of rice
 - 1) Causal agent of Tungro like disease of rice in Indonesia
 - 2) South Sulawesi
 - 3) Varietal resistance of Indonesian rice varieties to stripe disease
- c Studies on the diseases of maize
 - (a) Downy mildew
 - 1) Epidemiology
 - 2) Varietal resistance
 - 3) Infection mechanism
 - 4) Chemical control
 - (b) Virus disease
 - 1) Identification of sugar cane mosaic virus
- d Studies on the diseases of legume plants

- (a) Scab disease of mungbean
 - 1) Identification of the disease and Chemical control
- (b) Virus / mycoplasma diseases
 - 1) Transmission experiments of witches broom of legume plants (Peanut and soybean)
 - 2) Identification of virus diseases of legume plants (soybean, mungbean, peanut and cowpea)

B Plant physiological Studies

- a Surveys and studies on the Physiological disorders of rice plant in Indonesia
 - (a) Sulphur deficiency
 - (b) Nutritional disorder of Jakenan soil
- b Studies on the effect of phosphatic fertilizer on lowland rice
 - (a) Latosol and Mediteranean soil
 - (b) Podosolic soil
 - (c) Grumusol
- c Studies on the nitrogen nutrition and rice yield
 - (a) Fertilizer utilization efficiency of some rice varieties
 - (b) Nitrogenous fertilizer experiments on rice yield
- d Studies on the effect of drought and cool temperature on plant performance and crop yield
 - (a) Effect of low temperature on the grain fertility of rice varieties
 - (b) Effect of drought on the yield of rice varieties
- e Nutritional studies of food crops

(a) Maiye

(b) Legume

(c) Tuber crops

プロジェクト開始(昭46年3月)より昭和48年6月までの研究成果の概要はProgress reportとして、すでにOTCAより印刷報告されたが、上記は専門家交代後に実施しつつある研究項目で、これらのうちすでに研究を終了し、資料整理中のもの、さらに報告原稿のすでに出来上がったものも少なくない。

中央農研のContributionには前回報告したものの後に、次の2篇が発表された。

1) M. Ismunadji, I. Zulkarnaini, A. Prawirosamudro and F. Yazawa:

"Productivity of some major Java soils with special reference to yield and nitrogen nutrition of lowland rice" Contribution, No. 7. 1973

2) M. Ismanadji, I. Zulkarnaini and F. Yazawa:

"The effect of straw incorporation on growth and nutrient status of lowland rice. 1 the effect of straw incorporation on 13 rice varieties" Contribution No. 8. 1973

以上のほかMR. IsmunadjiがASPACのセミナー(東京)において、またDR. Tanteraおよび梶原専門家がトウモロコシと病に関する国際シンポジウム(東京)において次の報告書を行った。

1) M. Ismunadji:

"Utilization of cereal crop residues and its significance in Indonesia" presented at Seminar on the Utilization of cereal crop residues, Organized by ASPAC, Tokyo, July 7 - 13. 1974

2) D.M. Tantera :

"Cultural practices to decrease losses due to corn downy mildew disease" presented at International Symposium on downy mildew of maize, Tokyo Sept. 17-22 1974.

3) T.Kajiwara :

"Some experiments on downy mildew of maize" ditto

⑥ 調査団の来訪

当プロジェクトに関する Pre-evaluation Team が昭和49年11月13日より15日間ボゴールに派遣された。Team は中央農研の作物、病虫、生理各部の研究室、アミ室、ほ場について視察し、部別に研究者と意見を交換し、当プロジェクトの evaluation を行った。

Team はさらに中央農研の staff と会合して、中央農研の研究の問題点につき説明を受け、また当プロジェクトの延長および協力分野拡大につき要望をうけた。中央農研よりは予め用意された "Proposal for extension of Indonesia - Japan Joint Food Crop Research Program (1975-1980)" が提出されたが、そのなかには現在まで当プロジェクトの直接協力部門でない害虫、作物、育種部門にも協力を拡大してほしいとの要望がでている。

Team は中央農研 Staff との論議において、中央農研がいかにかこの JICA プロジェクトの延長、拡大を要望しているか、その熱意のほどを強く感じさせられたようである。プロジェクト延長における手続き上の問題、時間的制約、専門分野により専門家派遣の困難性などもあるが、できるだけインドネシア側の要望にそうよう配慮されることを希望する、

18. バングラデシュ農業開発

チーフ・アドバイザー

姉 菌 尙

(1) 現 況

① 農業機械化訓練所 (FMTI) に対する協力は当初農家の子弟に対する訓練、農業普及訓練所 (AETIS) の機械化関係者の講習と指導、郡 (Thara) その他末端普及関係者の機械化訓練について、必要な機資材と人材とを提供すると云うものであったが、次項に述べる理由によりこれら訓練計画が当地の実際の必要性を反映しておらず、従って訓練生が予定通り集まらない等、必ずしも処期の成果を挙げつつあるとは云い難い。

然し乍ら与えられた状況の下で、できる限りの施設の活用を図るべく別に提出した各専門家の報告の如く、各種応用的な運営を図っている。

② この計画の阻誤の理由は次の如く分析すべきであろう。即ち、

1. 当地の機械化のうち耕耘関係は農業開発公社 (BADC) による機械および運転者の貸与方式で行われてきたため (最近共同耕作グループへの売渡し方式に変更しつつあり)、機械および機械化の知識を必要とする農家の子弟は事実上存在しなかったこと。
2. 最も普及に重点の置かれたポンプ揚水灌漑は、これ亦 BADC の貸与、又は現物ローンで行われているが、BADC の手厚い (?) 指導体制が確立していること。
3. 農薬散布は農業局の直営で、農民および普及関係者の活動の外にあること。
4. 収穫その他の部門の機械化は当地では時機尚早と見られていること。
5. 機械化と機械取扱い技術 (修理) との概念区分が明瞭でなく、機械技術の習得及至改善、即機械化の促進と見られていること。
6. 従って普及関係者の機械の専門的知識は必要でなく (専門普及員の分化はない)、ひいては AETIS においても重要訓練項目にはない難いこと。

- ③ 以上の実態に適合するためには、現FM TIの役割は農業機械の運転者、同修理関係者の研修を重点とすべきであるが、夫々の機械取扱い機関（BADC, IRDP, WAPDA等）において一応の研修体制が存在することになっていて、それらとの調整が困難であり、また機械化の規準作定、機械の適合試験など機械化分野への転身をも考慮したが、漸定協定である点、実験圃場の狭少なる現状から見て、本格的取組みが困難であった。
- ④ AETIsに対する協力は青年協力隊員の配置、若干の機資材供与により行うことになっているが、訓練事業を村農業担当補助員（UAA）の in-service training から新制度の部落普及員（VEA）の Preservice training に転換する農村教育・普及制度改善計画が内外事情により大巾に遅延したため訓練生（VEA）が集まらず、1昨年10月赴任の隊員8名は脾肉を難じつつ、自ら工夫してデモンストレーション圃場の整備・運営に重点を置き努力したほか、昨年8月より一部AETIで実施されることになった現、UAAの refresher Training Course 短期研修に協力している。
- ⑤ 昨年新たに赴任した9名の隊員はAETIの空席を補充するとともに一部はAETIとは別系統のBADC 蔬菜パイロットプロジェクトチーム（2ヶ所に各1名）においてデモンストレーションと農協指導とを行うという新分野を開拓した。
- ⑥ 農業本省に対するアドバイス協力においては、上記各種協力の運営について農業次官に対する助言、バ側実施担当者および日本人グループに対する指導を行うほか、今後の日・バ農業協力の方向を検討し、昨年の永野使節団の勧告の線に添い、且つバ側重点施策たる農村制度、普及体制の改善の構想にも適合する中央普及資料開発研究所（GERDI）の設置を提案し、関連する世銀、UNDP/FAO協力案との調整を図りつつ、GERDI 設置・運営のバ側事業計画を固め、日本政府との援助接衡の段階に至った。

(2) 今後の見通し

① 現行プロジェクトの今後についての現地の感触のうち、FMTIの存続については次のとおりである。

1. FMTIをCERDI設立までの間(一応2ケ年として)漸定的に存続せしめる。
2. FMTI内にCERDI設立準備室(事務所)を設け、設立までの実務を処理する。
3. FMTIの訓練機能を活用し、最近民間移譲の促進されているポンプ、耕耘機、トラクター等のグループ所有、組合所有について(公団貸与からグループへの販売に切替)、その指定する専門運転者の訓練を行う。(30名づつ3ヶ月)またその他の訓練も行う。
4. 日本人専門家2名の勤務を2ケ年延長し、上記準備業務と訓練業務等を兼務せしめる。
5. 以上の線に添って現行取極を漸定的に改訂延長する。
6. CERDI設立後は、FMTIを廃止し、その適合試験、機械化指導部門はCERDIに移管し、また運転者、修理担当者等の職業訓練部門は他の適当なる機関(例えばBADG機械部など)に移管する。
7. 以上に対して筆者の個人的見解として次のことを申し入れてある。
 - I) FMTIの訓練継続のための資機材は新たには日本には要請せず、むしろCERDI設立機資材の要請に集中すべきである。(バ側もFMTI用機材の通関等必要経費は既到着についてのみ手当することを内定している。
 - II) CERDI設立準備促進のため、バ側所長、日本人所長を早期に配置し、準備室の機能を充実すべきである。

14. ダ イ 養 蚕 開 発

プロジェクト・リーダー

大 村 清之助

(1) プロジェクト運営方針

当プロジェクトの業務は研究、訓練、普及の3本立である。専門家の3部門に対するエネルギーの分配は、昨年まではおよそ9:0.5:0.5であったが、昨年からは訓練と普及の比重がふえておよそ8:1:1となった。

研究は普及技術の組立を目的とし、1970年初頭に研究の主要プロジェクト14と、主要研究課題76を設定し、タイの農業局長の合意を得て、それに沿って進めている。主要研究課題についての変更は今までのところ、その変更はおきていない。研究は大体に於て順調に進んでいる。その成果は毎年3月に報告会を開き公表している。その内容はBulletin of Thai Sericultural Research and Training Centreとして出版することとし1974年度表の分は第4号とにJICA本部に於て印刷済みである。

訓練は養蚕技術と製糸技術に分け、前者は1期を1蚕期約40日としている。今までに17回を行い、426名を訓練した。対象は養蚕試験場の職員及び雇傭員、普及員、公務員及び農民であって、このうち農家が約60%を占めていて、その率は年々高まりつつある。後者は毎年1回、日本より繰糸技術者を派遣してもらって、1~2ヶ月間、主として女工員を対象として行っている。今まで3回行って約30名を訓練した。

普及は、養蚕普及の中核となる養蚕パイロット村を東北地方に10ヶ村設置することを、当プロジェクトの合意議事録の内容の一つとしている。その第1号は1973年7月に、第2号は1974年7月に養蚕を開始した。それぞれ約30戸でスタートし、前者はすでに11回、後者は4回養蚕を行い、小規模ながら着実に収穫をあげつつある。両者とも毎年30戸位づつ農家が殖える計画で発足したが、養蚕室を建てるための低利融資の枠が得られず、1年ぐらいうずれてふえつつある。第3、第4のパイロットは稚蚕共同飼育所を目下建設中であって、農家の養蚕室が完全するのは今年7月頃になりそう

である。第5、第6はこれより少しおくれで発足することになりそうである。パイロットについては内務省社会福祉局所管の開拓地に設置しているので、必要な技術者、政府施設等の確保については農業局よりはるかに有力であるが、農家に貸与する体制資金の入手が意の如くならず、養蚕農家の増加ぶりは当初計画より2～3年はおくれそうである。一方農業局養蚕部の所管する養蚕センター及びサブセンターに於ける農民の訓練、指導者の養成、養種製造等に関する能力の増進の歩調はあまり早くはないから、結果としてはパイロットの設置やパイロット内に於ける一年の農家の増加速度は、現実のようにおくれた方が好都合であった。パイロットで生産された品はセンターの特別会計で購入し、繰糸して生産で販売しているが、1974年に購入した品は約8,000kgで今年は10,000kgをこえ、1976年には20,000kgに達すると見込まれる。センターの繰糸能力はすべての機械をフル運転して20,000kgの品の処理を限度と考えられるからおそらくとも1976年度半には製糸工場を設置する必要があるので、内務省の関係当局で検討中である。近いうちに第一次案がつくられるもようである。

(2) 業務管理状況

センターの人事、予算、会計、文書等の事務はタイ側の場長の管理下になって、時にP.L.が相談をうけることがある。大体において当に割合に遅滞なく行なわれている。研究・訓練・普及については、その企画、実施は専門家の指導と管理下にあるが、訓練と普及の実務は現在までは大部分タイ側のカウンターパートに任せてある。研究についてはその目的と方法を示してカウンターパートが自ら行うようにして、専門家はこれを指導、監督する方針をとっている。

タイ国内には4つのサブセンターと8つの養蚕試験場がある。それらの施設と入居は、サブセンターからはじまって逐次充実されつつある。その業務運営は従来は無目的、無計画であったので、目的を現示してそれに向って計画的に業務を進めるよう指導をしている。各場長はこれを理解して、そのよ

うに体質を改善する気持ちは持ってきているが、永年無為にすごしてきたので、タイの養蚕開発に役に立つようになるまではまだ数年待たねばならないであろう。われわれと5ヶ年仕事を共にした若いカウンターパートと、これらの古い場長との間には今では技術上の知識と能力に隔差が生れているが、これをちぢめることは極めて困難であるように見受けられる。無目的で無為に10年以上を続けてきている場長達が無教希望していることは、タイの養蚕開発の上には重荷になるように思われるときさえある。

1.5. 韓国農業研究

プロジェクトリーダー

岡田 正 憲

(1) 協力方針

本計画は、昭和49年6月7日締結された5カ年協定に基づき、韓国における農業生産力の向上を図るため作物の品種改良、生理生態、雑草防除及び病理昆虫並びに土壌肥料の分野における基礎的研究の水準を引き上げること为目标として、研究者の相互交流、情報資料の交換等を行うものである。

本協力の実施にあたって、韓国がわが国と至近距離にあるという有利な地理的条件を活用し、日本の派遣専門家を2～3カ月の短期とすることにより現地での協定業務と国内での研究を両立させる方式をとっている。

この方式により、長期では派遣が困難な第一線の研究者の派遣も可能となり、プロジェクト効果の面ではプラスとなるが、2～3カ月単位の専門家派遣を現地の研究体制とマッチさせることが本プロジェクトの運用のポイントである。

なお、本プロジェクトについては、毎年度の実施細部計画を毎前年度末に現地で行う合同委員会で作成決定することとなっており、これには日本側からも代表として計画打合せチームが派遣されることとなっている。

(2) 49年度業務状況

ア 経 過

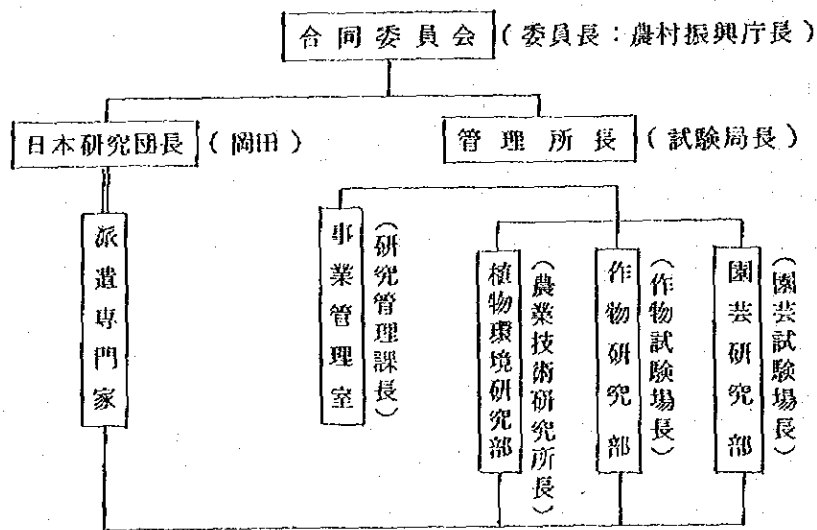
49年6月7日に協定が締結されたことに伴い、7月30日から計画打合せチーム(チームリーダー、専門家1名を含む)が派遣され8月17日開催された合同委員会において、5カ年マスタープラン、49年度実施計画、プロジェクト運営計画及び運営内規が作成確認された。

その後、延9名の短期専門家が派遣されるとともに、韓国側から5名のカウンターパートが日本の関係場所に受け入れられた。さらに3月末、韓国側のプロジェクトマネージャーである農村振興庁試験局長をチーフとす

る5名の高級研修員が受け入れられ、日本の関係試験研究機関及び農村の視察並びに関係者との意見交換が行われた。

イ 業務運営体制

8月17日確認された運営計画において次の実施体制がとられており、種々の業務の運営は韓側管理所长（試験局長）と協議のうえ決定されるシステムとなっている。



なお、日本研究団長室には必要な調度、備品がセットされているほか、通訳官1名、タイピスト1名、運転手1名が配属されている。

また、日本国内において本プロジェクトの効率的な運用を図るための専門家グループとして顧問団が設置され、派遣専門家へのオリエンテーション、供与機材業務に対する助言等を行うこととなっている。

16. ヴィエトナム・カントー大学農学部

プロジェクトリーダー

高橋喜夫

(1) 運営方針

本プロジェクトは二国間協定成立時の協約にもとづきその協力活動を次の3点に集約している。

(イ)学生の教育、(ロ)教官(ジュニアースタッフと呼ばれる助手級の職員)の研究指導、(ハ)後継者の養成

(2) 上記方針の実施情況

a) 協力人員構成(1974.1~1975.1)

永田(畜産-獣医学)(前プロジェクトリーダー)

(1972.10~1974.10)

高橋(農学-植物病理学)

(1973.10~1975.10)

中川(農工-測量学)

(1973.11~1975.1)

田中(畜産-繁殖学)

(1973.12~1975.6)

太田(農学-遺伝育種学)

(1974.5~1975.5)

多紀(畜産-水産・魚類分類学)(1974.2~1974.11)

井上(農学-稲栽培学)

(1974.9~3週間)

守屋(農学-果樹・本プロジェクト調整員)

(1974.5~1975.5)

b) 協力情況

イ) 学生の教育

当国当事者からの日本人教官に対する要請は、主として3年次学生の小論文作成(専門的実験実習が主体)及び4年次学生の卒論作成に対する指導である。各学年2~3名づつが1教官に割当てられる。

各学年の学生全体に対する講義或は実験実習指導は要請されないのが普通である。英語或は仏語による講義は90%以上の学生にとって聴き

とり不能である。論文作成の為の指導は、各教官の指導方針、方法に一任してある。

ロ) ジュニアースタッフの研究指導

現在の所、ジュニアースタッフは学生実験、実習の授業が主要な務である。各自が自主的な研究をしていることは殆どない。日本人教官は夫々所属研究室のジュニアースタッフに積極的に働きかけているが、余り多くの期待をかけ得ぬのが実情である。

当学部長の言によれば、当学部への政府予算は主として教育費であり、研究費は殆ど無に等しいとのことである。又現在の研究室は殆ど仮建築に等しく、配電、給排水の不備な点が多い。これらの点が研究活動の不活発さを引きおこす一因となっているとも考えられる。

Y 問題点及び要望事項

項目	問題点	要望事項	処 理 方 針
1 プロジェクトの協力	1 協定の満了に伴う措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満了後の方針の早期確立して欲しい。(ラオスタコン、バングラ) ○ 現行協定終了後R/Dーコロンボプランは不可。(バングラ) ○ 満了後実状把握のための調査団派遣が必要。(インド・ヴィアラ、アドバイザー、アラー) ○ フォローアップのためスペアパーツの供与、カウンターパートの日本研修等を継続して欲しい。(インド・アドバイザー、マンデッ、アラー) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協定満了前のできるだけ早い機会にエバリュエーション調査を行ない、延長か終了か又はC/Pによるフォローアップ協力を決定する。フォローアップは最少限の専門家を残し、機械供与は原則としてスペアパーツ及び代替補充品とし、研修受入れは可能である。調査団は業種別巡回指導チームの対象として可能である。 ○ 原則的にはこの方向で努力している。個々の問題については、それぞれ連絡を密にしたい。 ○ 個別の問題と考えられ、個別に処理したい。 ○ これを実施するためには予算を確保しなければならず、来年度以上、要求時に検討事項の一つとしたい。 ○ スペアパーツは原則的には供与している。カウンターパート研究について協定による受入れでないため手続上時間的にことわらざるを得なかった面もあり、この点綿密に連絡をとり善処したい。
	2 専門家の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 30代40代の中堅専門家を派遣して欲しい。(ネパール) ○ 適切な時期に派遣して欲しい。(韓国、インド・アドバイザー) ○ 派遣前オリエンテーションを充分やって欲しい。(韓国、スリラン) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣専門家については極力現地の要請に会うよう努力している。ただし年令的な問題はそれぞれ各国で事情が異なるので、今後共相互間の連絡を密にしたい。 ○ 中堅層の派遣は現職公務員(短期、出張ベースが多い)の場合を除いては、現行の制度(待遇、帰国後の保証等)から最も困難である。
	3 調査団の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査団の目的、メンバー、日程等は早急に連絡して欲しい。(インド・アドバイザー) ○ 調査報告書は早急に提出して欲しい。(インド・アドバイザー、ヴィアラ) ○ 調査団員の事前オリエンテーションを充分して欲しい。(インド・アドバイザー) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家決定と派遣時期との間が短くならざるを得ない場合がある。余裕のある場合は事業団と事前研修の制度があり、又、事前に関係者等にオリエンテーションを実施してもらっている。 ○ この方向で努力しているつもりであるが、今後共さらに努力したい。 ○ 調査団のうち予算の個別実施計画を要するものは決定まで連絡できない場合が多い。しかしJICA又は公電ベースでできるだけ早期に予告することになっている。 ○ 調査団員の人選と派遣時期との関係もあるが、要望の方向で努力する。ただし、調査団は日数・人数とも関係し、目的も限定されるので、種々について熟知される必要もないと考える。
	4 カウンターパート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修について年2回に分けて募集してもらいたい。(インド・アドバイザー) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団研修に依存している関係上現在困難である。但し、個別研修については随時受付ける体制にあるが、予算的制約により特別な事由ない限り実施困難である。
	5 そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金協力との組合せを考慮して欲しい。(ネパール、インド・アラ) ○ 協力隊との関係を明確にして欲しい。特に監督権の明確化(ネパール) ○ プロジェクトの業務担当者を年1回現地派遣されたい。(ネパール) ○ 協力の方針を具体的に的をしぼって欲しい。(ヴェトナム) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の農業協力プロジェクトはすでにコンパクトな専門家派遣、機械、研修員受入、調査の実施などのパッケージであり、これに資金協力を組み入れることは難しい。政府ベースの要請に基づく開発の実施によってフィージビリティ調査を行い、その結果O.E.C.Fにより、資金協力するか、新しい事業団法に規定する開発協力事業(現地本邦法人企業に対する投融資、出資又現地側から受託事業)によって事業団が資金協力出来る。 ○ 協力隊事務局は、在外駐在員の機能を新事業団の発足により変更する意志はない。即ち、協力隊員に対する事務的な面での監督権は持ち続けるものであるが、プロジェクト内の隊員の技術

項 目	問 題 点	要 望 事 項	処 理 方 針
			<p>面の監督権は もちろんプロジェクトリーダーにあるものとする。(協力隊総務課)</p> <p>○ 協定の具体化は合同委員会等の年次計画により行なわれる。</p>
2 専門家関係待遇諸手当の制度化他	1 在勤体、諸手当等のベースアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地側のインフレを考慮して、ベースアップして欲しい。(全プロジェクト) ○ 昇格、昇給について年度毎等を適切にして欲しい。(ラオス、ネシアタジム、インド・ダンガラ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在勤基本手当については49年10月に逆改し、改定する方針で、現在関係機関と協議中である。基礎とする外務公務員の給与は公館の位置する都市の物価等を調査の上、決定しているものであり、各国の他の諸手当についても実情に即して決定に努めたい。
	2 住宅手当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として在勤体の何割という従来までの制度が適当。(ネパール) ○ 上限を定めた改正案は不合理なので改正を望む(タイ、インド・ヴィアラ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の改正は従前の定率支給から、家賃の実費支給に改めたものであり、世界的な住宅事情の悪化(家賃の値上り)を考えた場合、合理的であり、実情に即したものである。即ち、住居手当は、渡切費的性格(生活費補てん)なものではなく実費支給である。 ※ 上限額を設けることが不合理ということの意味不明。
	3 人件費補てん	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無職者の取扱いを重視して欲しい。(インド・アドバイザー、ヴィアラ、ダンカラ) ○ ベースアップして欲しい。(ネパール、インド、コボリ、アラウ) ○ 地方公務員の補てん制度を考えて欲しい。(インド・アドバイザー) ○ 旧財団の所属職員の身分を明確にして欲しい。(インド・アドバイザー、アラウ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度は所属先の専門家の派遣を容易にすること即ち、所属先に対する補てんが主目的であり、附随的に専門家の利益に使用されることを条件としている。従って無職者については「利益に使用されること」という条項に準じて国内俸で救済している。 ○ 物価にスライド即ち公務員給与改定に準じ改定している。 ○ 地方公務員の身分については地方自治体の問題であるが、当方としても外務・自治省の協力を得て改善に努めたい。 ○ 暫定的に50年3月まで、身分を保障した。
	4 子女呼寄せ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期限の制限緩和、予算枠の拡大等専門家の実情に即して欲しい。(インド・アドバイザー、ヴィアラ、タイ、ラオス) ○ 単身赴任者の妻の呼寄せを制度化して欲しい。(スリランカ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家の実情内容不明。 ○ 妻の呼寄せについては今後研究したい。(現在は制度化する意志はない)
	5 一次帰国制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有給休暇制度等を含めて、国際機関、外交官並に改正して欲しい(インド、ナポリ) ○ 2年に1回の休暇一時帰国制度にして欲しい。(ラオス、インド、アラウ) ○ 僻地在専門家に例外を(インド・アラウ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外務公務員については、予算上の制約もあり、又、各公館の事情もあり、必ずしも基準とおり運用されていない。 ○ 現行の2年半の期間を2年に短縮することは経費上(数億円を要する)現状では困難である。 ○ インド・ダンガラ・コボリ及びネパール・ジャナカプールについてのみ健康診断の必要を理由に特例協議して年1回の帰国を認めている。
	6 人材確保、帰国後の身分保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材養成のための制度化を望む(インド・アドバイザー、ラオス、バングラ) ○ 任期満了専門家の生活保証を望む。(インド・アドバイザー、ラオス) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在技術者管理課が関係各部と改善案について鋭意検討を行なっている。 ○ 農業協力では専門家の派遣前現地研修を計画中で、49年度からその基礎調査を実施している。 ○ 現行制度の範囲内で処理するしかない。短期的に抜本的解決策なし。
	7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤手当を新設して欲しい。(バングラ・ラオス・ヴェトナム) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ローカルコストに属するもの即ち現地側で負担する性質のものである。(現地業務費からの支出を配慮する)

項目	問題点	要望事項	処 理 方 針
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 任国外旅行の簡素化を望む。(ラオス) ○ 専門家共済制度について、支給率の増加等の改正を望む。(インド) ○ 国際機関並の有給休暇制度の確立を望む。(インド・コボリ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家の立場上(日本政府派遣という立場又、現地側の機関に属する職員という立場)から、事故があった場合外交の問題も予想され、軽率には簡易化することは出来ない。しかし任国と友好関係にある近隣諸国への旅行につき簡素化するよう外務省と協賛中である。専門家の任国外出張は、調査団派遣の際の現地参加を考えて行きたい。(タイ養蚕に事例あり)但し、任国の承認が必要である。 ○ 給付範囲の拡大等検討中である。 ○ 任国機関の職員として配属されている以上、配属機関の制度に準ずるべきである。従って国際機関配属専門家はその機関の規則に従うべきである。
3 機 材 関 係	1 購送の遅延	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早急に購送して欲しい。(韓国、ネパール、インド・マンディヤ・アラ) ○ 時期(乾季)に間に合うようにして欲しい。(インド・ヴィアラ・アドバイザー) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機材の供与は技術協力の根幹をなすものであり、効果的より効率的に活用させる様現地からの要望に応えるべく努力している。しかし、何百種にわたる機材の詰めと手続上の問題から必ずしも要望に沿えないのが現状である。 ○ 要請リストの提示時期JICAの仕様書作業、調達の手続等すべてに原因あり、加えて繰越の累積が多くなる現状を打開する必要あり。
	2 機材リスト	<ul style="list-style-type: none"> ○ リストと機材名の合致を望む。(インド・ヴィアラ・スリランカ) ○ 船積書類等のリストを早急に送付して欲しい。(韓国、バングラ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合致するのが当然であり、ミスのない様努力する。しかし英語名の呼び名はメーカーによって必ずしも統一されていない。0x二条メリ(バインダー、ハーベスター) ○ 船積書類は、現状のやり方で実行し得る早急な送付をしている。B Lは出港直前にならざるを得ないので、別なリスト(完全なものはムリ)で満足する他ないと思う。
	3 カタログ、取扱説明書	<ul style="list-style-type: none"> ○ カタログを送付して欲しい。(インド・ヴィアラ・アドバイザー) ○ 取扱説明書の英文化を望む。(インド・アドバイザー・ヴェトナム) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カタログは出来得る限り専門家の努力によって集められたい。もしカタログの送付を希望するのであれば、具体的な内容(メーカー、機械名)で連絡されたい。
	4 そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機材を統一して欲しい。(インド・コボリ・ラオン) ○ 現地調達したい。(インド・ヴィアラ・アドバイザー、ネシア農研) ○ 精密機械のアフターケアを望む。(ネシア農研、ヴェトナム) ○ 東南アジア向け機械の研究をして欲しい。(ラオス) ○ 機材の査定後現地と協議させて欲しい。(ラオス、インド・アドバイザー、ネシア・タジム) ○ スーパーパーツ補給の制度化を望む。(インド・アドバイザー・ヴィアラ) ○ 荷造方法を現地の実情に合わせて欲しい。(インド・アドバイザー) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ メーカーにはその様に要望している。 ○ 機材の統一は、現行制度では困難。統一したための弊害も考えられる。 ○ 現地調達は現地業務費(渡切費)では可能で、現在も部品等につき実施しているが、機械供与については制度上の問題及びJICA事務所の調達作業力からも現状では困難である。 ○ 巡回指導→予算要求として検討したい。 ○ 49年度から業種別巡回指導として農業機械チームを派遣した。 ○ 委託研究的なことを考慮している。勿論限られた極く一部の研究となろう。 ○ 時間的なものもあり、要請リストにプライオリティを付して頂き、協議は避ける。 ○ 要請リストに実情にあった荷造方法を指示して頂けば問題はない。
4 現地業務費 (予算) 50年度より 研究費1人月額 5→10万円	1 支 給 額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実情に応じて改正を望む。(インド・アドバイザー・マンディヤ、韓国) ○ 増額して欲しい。(全プロジェクト) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正要望の詳細を聴取し、出来る限り要望に応えたい。 ○ 50年度は残念ながら据置かれたが、研究費は5万→10万円認められた。 ○ 50年度は現地業務費(1プロ月12万円)そのものの増額はなかったが、同じ専門家の活動を支援する経費として研究協力につき研究費を倍増し、又、49年度からインフラを伴う

項 目	問 題 点	要 望 事 項	処 理 方 針
4 9年度より 応急対策費1プロ当 り64,400円		<ul style="list-style-type: none"> ○ 費目の増設を望む。(ラオス、ネパール、インド・ヴィアラ、ネシア・タジム) ○ 赤字補てんして欲しい。(インド・ヴィアラ、アラブ、アドバイザー) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロジェクトについての応急対策費は増額できなかったが、最近決定した同実施基準により1プロ当り年100~200万円まで可能となった。 ○ 御承知のように応急対策費の枠は削られた。適当な費目について御意見を賜り、実現に努力したい。 ○ 増額要求と同じ意見と考えられる。増額し努力したい。
	2 送 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 送金を早急にして欲しい。(インド・アドバイザー・ヴィアラ、韓国) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和49年度はいろいろ特殊事情があり、御迷惑をかけた。今後は出来る限り早急送金を考えたい。
	3 そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ プール制度(海外事務所)の抜本的改正を望む(インド・アドバイザー) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外事務所プールの必要性について御検討頂き改正の要あれば実施したい。
5 生活環境、子女教育 医療等	1 生 活 環 境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活必需品購入のプロジェクト備付け制度の確立を望む。(インド・) ○ 娯楽、運動具の整備を望む。(インド・ヴィアラ) ○ 生活必需品購入の為出張を認めて欲しい。(バングラ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在勤基本手当に含まれる性格のものである。 ○ 現地業務費からの支出を配慮する。
	2 子 女 教 育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子女教育の増額を望む。(インド・アドバイザー、ヴィアラ、ダンカラ) ○ 日本人学校の設置に協力を望む(バングラ、タイ、インド・アドバイザー、アンディア、ダンカラ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他機関とのかねあひもあり、事業用だけの増額はできない。
	3 医 療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期検診の制度化を望む(ほぼ全プロジェクト) ○ 常備薬を置いて欲しい。(インド・ヴィアラ、ネパール) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共済給付制度の拡充を検討中。 ○ 外務省派遣の巡回医療団の利用可。 ○ 現地業務費より支出。
6 本部との連絡	1 海外事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外事務所を拡充又は新設して欲しい。(バンコク、韓国、ラオス、インド・アラブ) ○ 所長の権限を明確にして欲しい。(インド・アドバイザー、アラブ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50年度新設はラオス、マレーシア、ブラジル、サウジアラビア、ナイゼリアの5カ所である。
	2 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回答を迅速に願う(インド・アドバイザー、アラブ、ネパール、ランボン、ヴェトナム) ○ テレックスを使用して欲しい。(ネパール) ○ 連絡のルートを明確化して欲しい(インド・アドバイザー) 	
7 そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務手続きの簡素化を望む。(ネパール) ○ 数次パスポートの発給を望む。(インド・アラブ) ○ 在外公館の積極的援助を望む。(インド、コボリ・アラブ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家に対する数次旅券の発給例として、韓国研究協力(全員)、バングラ(チーフ・アドバイザー)があり、発給基準に該当すれば可能である。

